

つ、今申されました新しい道をこの構築をして、両国のお間において、また日欧の間において、またアジア圏におきまして、その辺が位置づけをされていくということは極めて重要な御提案であつて、私も、そういう意味で、そのことは我が国の基本的政策の一つだな、アジア・太平洋圏の協力構想というのを今これは豪州、ホークさんが提唱いたしたわけありますけれども、これに直ちに賛成をいたしました、これに下部からサボート申し上げておりますのも、この一つのあらわれただというふうに御理解を賜りますればと存するわけであります。

国が特定の産業にばかりあるいは特定業種にばかり特化するというのは、効率的ではあるかも知れませんけれども、一面非常に脆弱性を持つわけでございますので、一定程度規模以上の国家は、農業なども含めてワンセットのバランスのとれた国内産業を持つと同時に、逆に言えば、余り特定の部門に特化しない形で、その上でさらに国際的な相互通存関係を深めていくというのが今後のあり方ではないかなというふうに愚考するわけでござりますけれども、その辺についてぜひとと日本としての哲学を確立することが必要ではないかなということを、大変口幅たいわけでございますけれども指摘させていただきたくと思ひます。

方向を踏まえた将来の望ましい産業構造の姿をビジョンという形でこれまでにも取りまとめて、発表をして、そのラインで進んできたわけでござりますが、ただいま申し上げましたようなことで、産業構造から発表されましたこのビジョンのもとで将来展望を提示するわけであります。

産業構造の変革の中で申しますればあるいは小さな一歩なのかもしれないわけでござりますけれども、私どもといたしましては、将来の産業構造の構築に向けまして、御賛同を得ました暁には、この政策手段を精いっぱい活用させていただきたいと思つておるところでございます。

○小澤(元)委員 もう一つ、この法案の目的の中に、正面には掲げていないかなと思うのですけれども、国内にだぶついている余剰資金が非常に不健全な投機、マネーレース等にどうも投下されがちである、そういう状況を踏まえて、これをハイリスクであるけれども、実物経済へ結びつくような業種に振り向けていこうという政策意図があるというふうに思うわけでございます。それはそれで

的な主張をしているのではないか、そういうふうに受けとめられかねない。大臣のお立場からすればよくわかるわけでございますが、今大臣御指摘ありましたとおり、戦後のアメリカ、いわゆるペックス・アメリカーナですかのアメリカが、一方で自由貿易を振りかざすと同時に自分の国内の市場についても非常に寛大に開放していた。それだけの余裕があったからでござりますけれども、その状況がなんだん維持できなくなつてきて曲がり角に来ている。一方で、ヨーロッパはヨーロッパで市場をといいますか統合しようかという、非常に歴史的に見て大きな曲がり角にあることは事実であろうかと思ひますので、アメリカの既に四割の生産力をを持つに至った我が国が、ここでどのようないく基本理念を持ち、国際貿易市場でどのように発言をし、どのように行動、ビヘービアを持って本的には、新規性のある事業について特に金融面、さらには経営、情報面も含めてですけれども、一定の助成措置をとつていう、簡単に言えばそういうことだらうと思うのです。その背景といいますか根底に、今後の我が國の中長期的な産業構造についていかにあるべきかというビジョンがあるっての法案の提出だらう、このように思ひますが、この点について、すなわちそのような中長期的産業構造についてのビジョンと本法案との関連性といいますか、その点について大臣にお尋ねいたしたいと思います。

○三塚国務大臣 昨年十二月に産構から発表されました構造調整ビジョンでは、エレクトロニクス、ニーサービス等の新たな産業分野の拡大

提供を行いますような多様な新事業の実施を活発化させていくということ是非常に重要でございます。そして、そういった中から、実は将来の我が国の経済を支えるような新しい産業群の芽となるものを今から積極的に育していくことが必要なわけですが、そこで、今回、提案させていただきましたこの新しい法

原因は何かというお尋ねでございまして、これは実は見方によりましていろいろあるわけでござりますけれども、私どもの一つの見方といたしましては、例えば事業法人の場合でございますと、一度にわたりますオイルショック、その過程におきまして、国の財政も非常に窮屈をしてまいります。そして、ゼロシーリング、さらにはマイナスシーリングということで、大変な緊縮財政を続けてまいりております。また、経済の成長速度もいわば

国が特定の産業にばかりあるいは特定業種にばかりなり特化するというのは、効率的ではあるかもしませんけれども一面非常に脆弱性を持つわけでござりますので、一定程度規模以上の国家は、農業なども含めてワンセットのバランスのとれた国内産業を持つと同時に、逆に言えば、余り特定の部門に特化しない形で、その上でさらに国際的な相互依存関係を深めていくというのが今後の方針ではないかなというふうに思考するわけでござりますけれども、その辺についてぜひひとつ日本としての哲学を確立することが必要ではないかなと、いうことを、大変口幅ついたいわけでござりますけれども指摘させていただきたいと思います。

さて、本法案に入りましたして、この特定新規事業実施円滑化臨時措置法ですか、新規事業法と略称させていただきますが、この法案については、基本的には、新規性のある事業について特に金融面、さらには経営、情報面も含めてでなければれども、一定の助成措置をとつていいこう、簡単に言えばそういうことだらうと思うのです。その背景といいますから根底に、今後の我が國の中長期的な産業構造についていかにあるべきかというビジョンがあるっての法案の提出だらう、このように思うわけですが、この点について、すなわちそういうような中長期的産業構造についてのビジョンと本法案との関連性といいますか、その点について大臣にお尋ねいたしたいと思います。

方向を踏まえた将来の望ましい産業構造の姿をビジョンといたします。そのラインで進んできたわけでございますが、ただいま申し上げましたようなことで、産構審から発表されましたこのビジョンのもとで将来展望を提示するわけであります。

同ビジョンの見通し、今申し上げましたエレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジー、三大技術革新分野を中心、新規産業分野が経済面、雇用面での貢献を拡大するという点、またサービス産業分野においても、新しい種類のサービスを提供するさまざまなニーサービスの拡大なども見込まれておるわけでございまして、こういう中であります。産業活動のグローバリゼーション、情報化の進展など、九〇年代に予想される経済活動を取り巻く諸情勢の変化の中での産業構造の中長期的な方向性について、申し上げましたように具体的な検討を進めてまいることに相なりました。

当委員会における昨日、本日という中における御意見なども今後の進め方の中におきまして十二分に取り入れさせていただきながら、誤りなきを期していくかなければならぬ、こんなふうに思つております。

○児玉(革)政府委員 産業構造ビジョンと本法案との関係につきまして、基本的な点につきましてはただいま大臣からお答え申し上げたとおりでござりますけれども、そういうふうにこれから二十一世紀に向かいまして日本の産業構造がだんだん変わっていく過程におきまして、やはり新しい製品の生産、供給とか、あるいは新しいサービスの提供を行いますような多様な新事業の実施を活発化させていくということは非常に重要でございまして、そういう中から、実は将来の我が国の経済を支えるような新しい産業群の芽となるものを今までございました。

産業構造の変革の中で申しますればあるいは小さな一歩なのかもしれないわけでございますけれども、私どもといたしましては、将来の産業構造の構築に向けまして、御賛同を得ました暁には、この政策手段を精いっぱい活用させていただきたいと思つておるところでございます。

○小澤(克)委員 もう一つ、この法案の目的の中に、正面には掲げてないかなと思うのですけれども、国内にだぶついている余剰資金が非常に不健全な投機、マネーパーミ等にどうも投下されがちである、そういう状況を踏まえて、これをハイリスクであるけれども、実物経済へ結びつくような業種に振り向けていこうという政策意図があると、いうふうに思うわけでございます。それはそれで、大変結構なことだらうと思うわけでございますが、翻つて考えると、なぜ余剰資金がだぶついているのか、ここについて、その原因がどこにあるのか、これは通産当局に御説明願いたいと思いま

度成長時代から安定成長時代へと移っていったわけでもございまして、過渡期の現象だと思いますけれども、事業法人の場合に実物投資の機会が不足をしてきたといったようなことがあったと思うわけでござります。また、個人について見まして

人が余剰のどこへどう使つていいかわからない金を抱えて土地投機などに走っているというのは、これはどう考えてもおかしい。

りまして、かつ、労働分配率というものがそれだけでは諸外国に比べて我が国の場合が非常に低いのかと申しますと、必ずしもそういうことにはなってい

○小澤(克)委員　だんだん時間がなくなつてきま
判にも耳を傾けながら経営者が適切な判断をして
いくことを期待したいと思っております。

をしてきたといったようなことがあったと思うわけがござります。また、個人について見まして金が余るということは、あってはならないことなんですね。

ないわけでもあります。

したけれども、企業が長期安定を目指して適正規模の内部留保を持つ、これは悪いことではないと

○小澤(克)委員 基本的には、国際貿易で大幅な黒字を出しているわけでござりますので、これが来るべき高齢化社会への移行について、これはさまたまな展望が行われているわけでござります。また、さらには、近年の所得水準の向上の中でも、できるだけ運用上有利な貯蓄を進めていくこと、こういったような動きがあるわけでございまして、これらが全部積み上がりまして、現在のような状態になつてゐるのではないかと考える次第でござります。

労働分配率の問題は、きょうは労働省の方にわ
んですね。まず賃金として労働者に分配すべきである。さらに、どういうふうな分配率にすべきかはともかくとして、本来なら株主に配当として還元すべきである。これが本来の、今の自由主義経済を前提とする限りは、あるべき姿ではなかろうかと思ふわけですね。それを持ちちらにも還元しないで、法人 자체が余剰資金を抱えてどうしようか、これはどうも不健全そのものではないかと思うのです。

は政府が口を出すのは大変難しい問題でございまして、労使の間で決まる問題であることは御承知のとおりでございますが、全体としましては、時系列的に見ましても国際比較によつて見まして、おおむね安定的に推移しているのではないかなど存する次第でございます。

次に、配当のお話でございます。配当性向といふものを「我が国企業の経営分析」という長い時系列のデータがございますので、それを追つてみますと、四十年代には配当性向というのが五〇%前後

思いますね。例えばアメリカなどでは四半期ごとの実績に株主が大変うるさくて、ちょっと業績が下がると、配当が下がればたちまち経営陣が首になるというような短期的な企業運営でもいろいろな弊害があることも私よく承知しておりますので、それはそれで結構だらうと思いつのでありますけれども、それだけではなくて、本当にそれ以上にどう使っていいかわからない金を内部留保していく。これはどうも、先ほどちょっとと言いましたように横並び意識といいますか、その辺に問題があ

国内でだぶついている。再投資といいますか、設備投資等に振り向けることもちゅうちょのある。今後どれだけ市場が拡大するか、消費が拡大するか必ずしも明白でないところで、設備投資にもなかなか振り向けられない。その中で、金がだぶついている。そして、それがスペキュレーションに走っているというのはわかるわけでござりますけれども、ただ私どもの素朴な感覚で、一体どこに金がだぶついているのか、これがわからない。財政、国庫にはどうも金がだぶつているとは到底

ざわざ来ていただき、ことを避けましたので、通産省としてお答えにくいかもしれません。配当の問題等、これは労使交渉がきちんと機能しているのか、あるいは株主総会がきちんと機能しているのかというようなことにまでさかのぼりますし、また、日本の企業が十分分配可能であつても、何となく周りを見て、世間並みにとどめておこうというような横並び意識といいますか、こういふマインドの所産であるのか、その辺ちょっとよくわからぬのですが、何でこんなことが起こるの

を超えていたわけでございます。ところが、最近ではそれがだんだんと下がつてまいりまして、このところ四〇%を少し切るというふうな状況になつております。なぜこうなつたかといふとにつきましては、それはただいま先生がおつしやいましたように、必ずしも株主が配当を強く要求しないといふふうなこともありますからと思ひますが、一方、日本の企業の経営の基本的なやり方といいますのが、長期安定型の経営ということを中心向いたしております。また株主もそれを好むと

るのではないか。私は、もうけた企業は大威張りで賃金も上げるし配当も増す、そういうことがないといふ意味での自由主義経済のよさといふのが發揮できないのではないかというふうに思っています。また、余剰資金が一たん個人にまで還元されて、その個人が本法案で考へてゐるようなハイリスク・ハイリターンの投資に向けられるとか、あるいはおれは全部使つてしまふとか、あるいはまた福祉事業等に自分は全部寄附するんだとか、そういう一たん個人に還元した上でいろいろ余

思えませんし、それじゃ家計にあるのかどうかと、これはあるところはあるのでしょうかが、私どものように重い住宅ローンと教育費を負担しながら、残念ながらリクルートなどとも全然縁のない者には、どこにどう金があるのかよくわからないうわけでございます。恐らく、先ほどちょっとお話を出ましたとおり、事業法人等に、あるところにはあるんだろう、こういうふうに思うわけですが、これまた私にとって非常に不思議なんです。

か、御説明を願いたいと思います。
○児玉(幸)政府委員 事業法人等の保有します資
金、これがすべてが利益で内部留保であるとい
うことばかりでは必ずしもないわけでございま
して、借り入れその他のいろいろあるわけでございま
すけれども、いずれにいたしましても、御指摘の
ような点につきましていろいろ議論すべき事柄が
あることは、そうであろうと思ひます。
ただ、今お話をございました労働分配率の話と

考えてみれば、非常に奇妙なことではないかと思うのですね。事業法人が例えば研究投資であるとかあるいは今後の業績の変動等に備えて適正規模の資金を留保するということは当然あってしかるべきことだらうと思うのですけれども、事業法

株主への配当、いわば配当性向の問題でも一つあるわけでござりますけれども、労働分配率だけについて統計的に見ますと、大体オイルショック以降の流れもすつと見ましても、労働分配率というのは比較的数字の上で見ますと安定をいたしてお

こういうふうに四〇%を割るぐらいに配当性向が下がっているということになりますと、それなりの批判もないわけではありません。

私どもいたしましては、確かに経営環境は厳しいわけではござりますけれども、そういった批判

さて、法案の中身に入りまして、少し個別的なことをお尋ねしたいと思うのです。

新規事業の認定ということが、これは通産大臣によって行われるのですが、この認定の基準いかんによってこの法案の運用が大きく生かされもすれば殺されもするだらうと思うのですが、この二点についてどんなふうにお考えなのか、お尋ねいたしました。

○児玉(率)政府委員 新規事業が具体的にどういうものかということをございます。一般的な規定につきましては法案の第二条に定義がございますので、それについての御説明は省略をいたしたいと思いますけれども、具体的なイメージというところで申し上げますと、例えば歯車の製造の場合に、歯車のでき上がりの精度の検査というのは非常に難しいわけでござりますけれども、最近、ホログラフィーという光学的な方法を用いて、その歯車の完成検査を非常に高い精度で、かつ、速いスピードで行うような技術ができてきております。あるいは印刷用の自動製版機械の色合わせ、これはもう現在は非常に熟練した人がやつております工程でござりますけれども、これらにつきまして、AIといいます人工知能を用いてしてこれを合理化、省力化するというふうなものもございまして、爆薬を利用してしまして炭素材料から人工ダイヤモンドをつくるというふうな技術等がございます。いずれもこれらは単なる例を申し上げたわけでございまして、まだ技術としては開発されながら事業化には至っていないようなものの例でございます。

○小澤(克)委員 それから、この法案の対象としている特定新規事業というのは、まさに新規事業であって新規企業ではないようござりますので、例えば大企業などが新規事業に進出する場合もこの法案の字面からは当然に排除されないことにならうかと思うわけでございます。しかし、先ほどからの御趣旨からすれば、やはり主として中小企業等に重点を置くべきではないか、さらにもつと言えば原則として大企業は保証、出資の対象から外すべきではなかろうか、こんなふうに思うわけでございますが、この点についてはいかがでしようか。

○児玉(幸)政府委員 今回の法案の中では二つの制度上の主があるわなでございますが、一つは、

新株引受権付の社債につきましての債務保証、もう一つは、そういう新規の事業についてのアイデアとか情報を持っている人たちから情報を登録いたしまして、これを商業化したいと思う人たちに伝えていくという、いわゆる情報提供事業というものがあるわけでございます。

それで、最初の方のいわゆるファイナンスの面での施策ということにつきましては、私ども、大企業が本当にそういうような制度を利用するかどうか、あるいは利用する必要があるかどうかといふ点については、必ずしもそういう可能性は大ききないのではないか。ただ、一般的に大企業といいましても、恐らく先生が大企業という言葉で

イメージされておりますのは、言うなればかなり大きな超大企業とでもいうようなものだと思いますけれども、こういった企業はそもそもこういう制度を利用する可能性はますないというふうに考えておるわけでございます。いわゆる法律上の定義でいいます大企業ということになりますと、む

私が中堅、中小企業の成長に貢献するためには、まず、その業界の現状と課題を把握する必要があります。そのためには、業界団体や関連機関との連携が重要です。また、最新の技術動向や市場動向を常に把握し、それを踏まえた戦略立案が求められます。さらに、人材育成や組織改革など、内部構造の整備も不可欠です。

す。しかしながら、新しい技術に関する情報の提供等々につきましては、これは大企業の中でもさまざまな事情でそういったシーズはあるけれども実は企業化には至らないというふうなものもあるわけでございますので、こういった分野につきましてはむしろぜひ大企業を取り込みまして、新規

事業の可能性をできるだけ広げてまいりたいと考
えております。

時間がございませんのでまとめてお尋ねしますが、今お話しになつた主として本法案の金融面での対象となる中小あるいは中堅企業にとってワラント債の発行というのはどういったメリットがあるのか、裏からいえばそういうことにならうかと思ひますけれども。

はどんなものを想定しているのか。
えられるのか。また、これを購入するものとして
は行限度を商法の原則の一倍にまで緩めるということになつてゐるのですけれども、この「一倍」という
のは一体どういった根拠なのか。また、それは商
法の大原則である投資者保護との関連でどう整合

性を持つのか。
いま一つ、このワラント債を発行した結果、新株をこの出資者が取得するわけでございますけれども、そのことによるリターンの方、事業成果の還元はどの程度のことを考えておられるのか、あるいはどんな対策を持っておられるのか。

その辺について、ちょっと数が多くなりましたけれども、まとめてお願ひしたいと思います。
○児玉(幸)政府委員 まず最初にお尋ねの、何で
こういう新規事業にワラント債の活用を考えたのか
かということでござりますけれども、新規の事業
がハイリスク・ハイリターンの特質を有するとい

う点に着目いたしますと、成功時のリターンがわゆるハイリターンになつて投資者に還元されるという仕組みがこういった場合には大変有効なわけでございます。ハイリターンと申しますのは、事業が成功いたしました場合に投資者に対して株式の価値の上昇による利益の取得があり得る、こ

ういうようなことでございます。しかも、発行サイドから見ましても、この新株の引受権付社債といいますのは、社債の部分と新株の部分が独立しているわけでございまして、発行する企業にとりましては、自分の資金調達上のニーズに合わせまして、社債と発行いたします新株の比率あるいは新株を取得する期間を彈力的に決めることがであります。（参考）新規上場

あるとしていることと、そこをもって、非常に有用な工具であると考えておるところです。

トもあるわけでございまして、そういうことがわざこの手段を活用したいと考えたところでございます。

それから、日本で今までワラント債が余り使われていないではないかということでおざいます。が、まさに御指摘のとおりでございまして、この新株引受種付社債の発行実績というのは非常に低うございまして、そのかわりに転換社債というものが割に広く活用されているわけでござります。

これはそもそも現在の法制度では新株引受種付の社債につきましては発行限度が転換社債の半分に抑えられておりまして、そういうことから資金調達手段としては十分活用しにくいということが

さいます。それから企業の方といいたしましても、
転換社債といふものが株式により近い性格を有す
るということで発行時の利率を低く設定できると
いうふうなことから、資金コストの抑制を図ること
が可能となる転換社債の発行を選択したという
ようなことであったわけでござります。

それから、中堅、中小企業にとってワラント債がメリットがあるかというお尋ねでございますけれども、ただいま申し上げましたワラントの特質から見まして、投資者の方もキャピタルゲインを獲得するメリットがあるわけでございますが、先ほども申し上げましたように、一方、発行者の方も債券の発行利率の引き下げが可能でございます。しかも、社債発行時だけではなくて、事業が成功いたしまして新株の引受権が行使されたような場合にも、その引受権の行使を通じまして企業にとっては資金調達がまた新たに可能となるわけでございます。現在の日本の社債関係の諸制度の中では中堅、中小企業がこのワラント債を発行するのは实际上不可能のようなことになつていて、行われるということになつて、今回のこの法制によりまして、中堅、中小企業がワラント債を発行いたします場合には、在来の諸規制についても緩和が可能でございますけれども、今回のこの法制によりまして、中堅、中小企業にとつては大変メリットが出てくるのではないかと考えているところでございます。

では、それがそのワラントを買うかということとでござりますけれども、これらの点につきましては、一方では投資家の保護の問題もございますが、私どもは、従来とかく機関投資家等に偏つておりますこういう債券の引き受けにつきまして、事業法人も引き受けられるよういたしたいと考えておりますし、関係の当局及び関係業界に対する働きかけを行つて、いるところでございます。

それから、ワラント債の発行限度を商法の本則の二倍にしなければならない理由とすることでございます。これは新規事業を行います事業者の資金調達のあり方につきましていろいろ調査をしているわけでございますけれども、その調査によりますと、一方では事業をやる以上は自分で責任を持つてその事業を遂行したいという立場もござりますので、全体としての事業資金の四割から五割は実施主体が自分で調達したい、残りを社債

等によって外部調達をしたいということござります。そういうふうに考えてみますと、現在の商法の制度のままでござりますと、新株引受権付社債を天井まで発行いたしましてもまだ足りないわ限度を資本金の二倍、つまり現行の商法による発行限度の二倍とするようにも特例を設けさせていただこうとしているわけでございます。

それから、二倍にすることによってそれでは投資者の保護についてのバランスはどうかというお尋ねでござりますけれども、実は現在でも、商法の社債の発行限度につきましては、担保付の社債あるいは転換社債あるいは外債につきましては発行限度を商法の一般原則の二倍に拡大するという、社債発行限度暫定措置法が昭和五十二年に制定されまして今日に至っているわけでございまして、これらとの並びで考えてみますと、ワランツ債について発行限度を二倍に拡大するというのは格別社債権者の保護上の問題はないと考えておるところでございます。

それから、最後に、それではワランツ債を引き受けた人たちが実際にどういうふうな成果の還元があるだろうかということをございますけれども、事業が成功いたした場合にはこの株式は公開をしていただくということで、私どもは債務保証等の引き受けをするわけでございます。そこで、それでは公開基準というのがハードルが非常に高いかと申しますと決してそんなことはないわけでございまして、我が国の資本金一億円から十億円とかあるいは十億円以上の各産業におきます事業の実績を見ますと、その平均的企業のはほとんどがクリアできる程度の水準でございます。したがって、公開した場合にはその新株引受権の行使によりましてハイリターンが期待されるわけでござりますし、また、仮にまだ公開に至らないうちにワランツ債が満期になつた場合にも、事業が順調にいっている限りにおきましてはそのワランツ自体に何らかの評価価値が出てくるわけでございまして、その評価価値に基づきまして、当該会社の

○小澤(克)委員 私の割り当てられた時間は終わりましたけれども、後の奥野委員の了解を得てましたので、同じ会派の持ち時間の中で、せっかく大臣お戻りになりましたので、あと一つだけお尋ねさせていただいて私の質問を終わりたいと思います。

本法案では、今御説明ありましたこのファイナソスのはかに、情報提供業務というのももう一つの大きな柱になつていいわけですが、この実施方法、とりわけこれは特に経営情報等についてはどうしても不足がちになります地方、地域、そしてまた中小企業等に対して、十分な配慮がなされるべきではないかと私は思うわけでございますけれども、この点について運用の方針、どのような方針をお持ちなのか、大臣にお尋ねしたいと思います。

○児玉(幸)政府委員 地域問題につきまして大臣から御返事を申し上げます前に、情報提供事業の中身等につきまして簡単に御答弁を申し上げます。

私どもは、情報提供事業の中身といたしましては次の三つの点を考えているところでございまます。それは、すぐれた事業のシーズあるいは事業企画の入手、事業を実際にやるために必要なパートナーの確保、あるいは事業化をする場合に、それに先立ちましてその事業についてのいわばアセスメントをしてもらうための専門的な知見の入手というようなことでございまして、こういった点につきまして、基金に専門家に来てもらいまして、そこで、さまざま判断をし、かつ、情報も提供していくかないと考えているところでございました。

最初に事務的な御答弁をさせていただきまし

持ちながらもこれまで資金調達手段に限界がございました、かような中小企業者等に対しまして、社債による調達の道を開くとともに、必要がありますれば呼び水的な出資を行わんとするものでございます。したがいまして、本施策の利用者の中心はこうした企業になるものと考えられるわけであります。このため、認定の手段は、これら利用者に不必要な負担を強いるようなことがありませんように迅速に行うよう配慮してまいります。

また、御指摘の情報提供の面においても、特に中小企業の場合は新規事業実施のために不足をしている経営資源を補うニーズも高く、こうした企業が利用しやすいようなシステム設計、利用料金の設定を図るなど万全を期していくかなければならぬと考えております。

また、地方の利用者が本スキームを支障なく利用し得るような便宜を図ることは、本スキームの円滑な運用を行う上で必要なことでありますから、その方向を進めてまいりというふうに考えます。そのための措置として、現在、認定申請の手続においては地方通産局の活用を、情報提供の面におきましては財團法人であります日本テクノマートのオンラインシステムの活用を図ることといたしておりますところであります。

○小澤(克)委員 終わります。

○田原委員長 奥野一雄君。

○奥野(一)委員 最初に、これは通産大臣それから経企庁長官の方にちょっとお尋ねをしておきたのですが、円レートが三百五十円とか三百円という時代から、G5だのG7だの、こういふものを通じまして急激に円高になっていった。そしてまた、原油なんか比較的安い時代が続いたのですが、それがいつ頃からかはよくわからぬが、今日までとられてきてるわけであります。それに対応するためいろいろな産業政策というの

て、円安という状況になりつつあるし、あるいはまた原油が高くなつてきている。きのうあたりを見ますと百四十三円台、円安がどこまで進むのか、というはちょっと不明でありますけれども、こういう状況を考えてみて、これからまた新たに総合的な経済政策とか産業政策とか、そういうものをとらなければならぬといふ状況になるんだろうか。そのことと、今出しているこの法案との関係も出てくるわけでありますけれども、これは直接的には関係がないかもしれません、産業政策なり経済政策を万が一変えなければならないということになつた場合に、それに対応するような方法もまた考えいかなければならぬのではないか。だらうか。

きのうの報道を見ておりましても、企業の皆さん方はこの円安ということに大変大きな懸念を抱いているというような報道がございました。日本

の産業というのは、円高になればなつたでこれは大変だ、円安になればなつたでまた大変だ、一体これははどうなつてゐるんだろう。これは完全な内需型の産業といふのは確定してないのかなという感じもするわけであります。その辺を含めて両大臣の方から御見解をお伺いしたいと思うのです。

○三塚国務大臣 本分野の専門的な官庁であります経企庁長官に先駆けまして、私からだしまのポイントについてお答えをさせていただきます。きのうまでの動き、円安・ドル高であります。が、私どもは、これは全体を展望いたしまして一時的な要因によるものだ、こういうふうに考えておりまして、通貨当局の本問題に対する適切な措置、いわゆる買入支え等であります。それを期待いたしておるところでございまして、今は百四十三円でありますけれども、安定的に推移をしておりますが、このところ一昨年の水準に落ちついた

片や、これらの中ものが今後の産業政策、また我が国の経済状況にどのようなことになるかといふことになった場合に、それに対応するような方法もまた考えいかなければならぬのではないか。だらうか。

個人消費と民間設備投資を中心とした経済の順調な流れであるというような報告をお聞きをいたしましたが、これは愛野長官の分野でありますからお任せするといったしまして、今日の一時的な動きといふことに感わされることはなく、内需主導型による経済の持続的成長を確保していかなければなりません。ですから対外不均衡の是正など経済構造調整を積極的に進めていくという点においては変わりはないわけであります。この一環として本法案を提出し、速やかなる成立の中で、現状に対応した新しい産業として、企業として押し上げていかなければならぬということであります。

○愛野国務大臣 委員御心配のよう、最近の円安の動向、今通産大臣がお答えされましたように、今朝の寄りつきも百四十三円、これは要すれば一

時的な要因か長期的な要因かということを申し上げますと、経済のファンダンメンタルズ、基礎的諸要件の指標はすつと堅調でありますから、その原因が那邊にあるかということ、短期的なものか長期的なものかということになるわけであります。

が、日銀当局が積極的に介入をいたしまして、そ

うして、できるだけ替のさらなる安が強くなりないように努力をしておるということは、年初以来日銀当局も機動的、臨機的に対応すると言つて

ります。また、原油の動向はまさにペール二十ド

ル時代来るかというふうな心配の向きもあつたわけであります。最近はOPECも北海原油ある

いはアラスカの流出等でやや増産態勢になつてき

ております。そこで、なだらかな堅調な動きかなというふうに思つておるわけであります。

片や、これらのものが今後の産業政策、また我が国の経済状況にどのようなことになるかといふこと

が、この月例報告がございましたが、これは昨日経済調査

の月例報告がございましたが、これは昨日経済調査

の月例報告がございましたが、これは昨日絏済調査

の月例報告がございましたが

自分でできるのではないか、こういう面もありますから、そういうものはこれを適用しない、こう

明をいただきたいと思うのです。
○児玉(幸)政府委員 第一のお尋ねの方の、新規事業といふのは本当に地方の方でこの制度を使つてやつていけるものがあるかどうかという点でござります。

私どもも、この制度を立憲するに当たりましては、いろいろな調査あるいはアンケート等もつておるわけでございまして、御提案申し上げておりますような仕組みを前提にしていろいろ御意見を見を承っているわけでございますが、それらによりますと、中堅、中小企業からも既に多数の問い合わせが来ているような状況でございまして、具体的にどの都市のどうこうというわけではございませんけれども、地方からも多數問い合わせが来ておりますので、必ずやそういった方々にもこの制度を使っていただけるのではないかと期待をいたしております。

それから、大企業のリストラ等のお話をもお聞きな
れになつたわけでございますが、いわゆる大企業
で行つておりますリストラクチャリングと申しま
すのは、当該企業は確かに今までやつたことのな
い事業の分野に展開するわけでございますけれど
も、しかし、ほかの企業がもう既にやつているよ
うなところに新たに進出をしていく、そして事業
の多角化を進めていく、というようなケースが非常
に多いわけでござります。したがつて、一般的に
言つておりますそのリストラというのは、この新
規事業に該当するようなケースは非常に少ないと
考えております。それから、仮にそういう大きな
企業が新規の事業をやる場合には、恐らくこうい
うことについては全部自分でやれるはずでござい
まして、こういった制度を使うようなことにはま
ずならないだろると私どもは考えておるところで
ございます。

中堅企業と言われるところはまだいいと思うのですが、私はむしろそれ以下の方が心配だ。小さな企業なんかで、本当にやる意欲があつても果たしてこうのようなことに付いてどこまで認識をしているのか、また、それだけやれるといふからその意欲を持つことができるのか。こういうことを考えてみると、これは相当な指導、啓蒙というのですか、そういうものをきちんととしてやらないとわからないという部面の人方も案外多いのじやないかという気もするのですよ。

私も、地元の方ではそういう中小企業者の団体も組織しておりますけれども、こっちの方からいろいろな情報を送ったりして教えておりますけれども、そうでないとわからないのですね。余りわかつたという答えは出てきていません。通産省の方で、こういう制度が今度できるよ、だからそういうことについて希望のあるところはどんどん出してくれというような宣伝とか指導の方方法は、どんな系統でぶら下がられるのですか。ただ地方の通産局に行くだけですか、あるいは商工会議所とかそういうところまでおりてしているのでしょうか。その辺つけて加えてお尋ねしておきたいと思います。

度に乗つかつてきてもらえる方はもちろんそれでいいのでございますけれども、それだけではなくて、私どもは産業基盤整備基金の事業の中に情報提供事業というのを一つ新たに追加しておるわけですがあります。ここで新しい事業のシーザーと申しましようか、あるいはパートナーに関する情報、そういうた中の中小企業で意欲のある人たちが事業化に取り組めますような新しい情報を提供する事業も同時にいまして、これをできるだけ広く皆様に知つていただきたいように工夫をしてみたいと考えておるところでござります。

○奥野(一)委員 関連がありますから、次の方と一緒に聞いておきたいと思うのです。

提案理由の説明の中では「国内産業の空洞化を招くことなくその経済活力を今後とも維持していくためには、多様な需要に対応するとともに潜在的な需要を掘り起こすような新規事業を活発に創出しあ」こうなつておるわけですね。それから、通産省の方からいただいております資料の中では、従来のスケール経済からスコープ経済へと、いうような意味の書き方をしておるわけなのですが、こういう点を考えてみると、確かにわからぬわけではないのですが、こうしたことにはなぜ特定の新規事業でなければだめなのだろうか、既存の企業では全くこれはだめなのだろうか、あるいはそのことによってまた似たような影響を及ぼすことはないだろうか、こういった心配がちょっとあるのでありますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○原五(幸)政府委員 九〇年代、国際的に調和のとれた産業構造をこれから組み立ていかなければならぬわけでござりますけれども、そういうものも、三年前になりますか、産業構造審議会の方からいただいておるわけでございまして、その中でも、いろいろな新しい分野あるいは新しい技術が出てくるだろう、新素材とかあるいはバイオでございますとか情報化とかいろいろなものも出ておりますけれども、そういったところ

で新しい技術を活発に興して、そこで新しい産業をつくり、新しい雇用の機会をつくっていくことが非常に重要なだと言われているわけになります。

今奥野先生のお尋ねの点、既存の企業と新規事業というふうにお尋ねでござりますけれども、既存の企業の場合でも、さつきのリストラのお尋ねではございませんけれども、その経営の多様化ということいろいろいろいろやるというケースと、それから従来なかつたような新しい商品あるいは新しいサービス、そういうものに取り組む場合と二つあるわけでございまして、在来の形でのリストラでございますとこれは中小企業の場合にもいろいろな政策が用意されているわけでございます。しかし、そのリスクの高い新規の事業をやるということになりますと、なかなかいい手だてもなかつたわけでございまして、そのため今回こういう法案の御提案をいたしているわけでございます。したがって、在来の企業との摩擦とか競合といふ問題につきましては、事が新規のものでございま限りは、一般的に言えば、そういうものを避けながら新しい雇用機会をつくっていくことができるのでないかと私どもは考えております。

○奥野(一)委員 もう時間が余りありません。

次に、これは先ほども小澤委員の方からもちょっと触れておりましたけれども、資金関係です。国内の余剰資金活用の見通しについて私はお聞きしたいと思います。

これは考え方としてはいいと思うのです。これは産業界が全部やっているということではないのですけれども、従来は余った金を土地転がしに使うあるいは財テクなどに使う。先日ＮＨＫでもやつておりましたけれども、日本の不動産業者ですか、オーストラリアで土地をどんどん買って、向こうの土地が値上がりして、住民から大変反発を受けているような報道なんかございました。そういう点を考えると、そんなことをするよりは、こういうふうにして有効に使うということは非常にいいことだと思うのです。

ただ、いかに国が一定の保証を与えて、これはハイリスクであるけれどもうまくいけばハイリターンにもなるよ、こう言つても、これは企業の倫理にもかかわってくるかもしれません、なおかつ、いや、海外でこういう不動産を買えばもうかるのではないか。日本の場合でもまだそういう投機的な金の使い方というのは残つてゐるわけですか。それは立派な企業であれば、そつちの方に使わないで新しいこういう企業の方に金を回そうか、というものは出てくると思うのですが、そうでなければ、果たしてこの資金がうまく活用できるのかどうか。

がこの制度でねらつておりますのは、むしろ新しい価値を創造する、その創造のためにそういふ資金を何とかうまく使えないかとということございまして、今回御提案をしております仕組みに上れば、ワントレント債を発行する発行サイドの方でいろいろなメリットがございますけれども、そのワントレントを購入していくだけ方々にも事業の成功に応じてそれなりの大きなメリットがあるわけですがございまして、その点につきまして、実際にどういうふうな利用の可能性があるかということにつきまして、私どもとしても調べてみたことがあるところでございます。

これもアンケート調査でござりますけれども、事業法人の三百九社につきまして、現在私どもが

「 そういうものは、間違いない、たくさん出でてきても間違いないというような格好にしてやらないと、せつかくやつたわ、資金の方がうまくいかなかつた、援助がうまくいかなかつたということになれば、これまたちよつと困ると思ひますので、そういう面はひとつ十分配慮していただきたいと思うのです。

ついでに、関連がありますので、情報の収集、公開の方針なのですけれども、資料の方によりますと、この情報の関係ではいろいろ書いてござります。「上記の情報については、主力事業者から登録を求める。」こうしたことになつてゐるわけであります。これがどうなんですか。そういう登録を求めるということになるのですが、これは事務的にさせるということになるのでしょうか。あるいは任意でもつて協力してくれ、こういうことになるのでしょうか。そういう情報の収集とかの公開のやり方について、前にいただいた資料の六ページに載つていますから。

○児玉(幸)政府委員 情報の提供という仕事は、新しい事業を行つためには非常に重要な事業の一つでございますけれども、仰せのように、この登録制度をつくるからといって強制的に登録をお願いするというような性質のものでは本来ないわけだと思います。二つ目に、らうつて調査といふこと

の 中 で は 八 五 % ある と い う ふ ら な こ と で ござ い ま
す。

こ う い う 状 況 で あ れ ば 、 必 要 な 情 報 あ る い は 出
し た い 情 報 と い う ふ ら な も の が う ま く 出 合 い が 可
能 な の で は な い か な と い う ふ ら に 考 え て お る と こ
ろ で ご ざ い ます。

た だ 、 この 情 報 の 管 理 は 、 仰 セ の よ う に 実 は 大
変 大 事 で ござ い ま し て 、 そ の 扱 い に つ き ま し て は
十 分 慎 重 を 期 さ な け れば な い と 思 い ま す。 産
業 基 盤 整 備 基 金 が この 情 報 の 管 理 を す る わ け で こ
ざ い ま す け れ ど も 、 当 然 密 密 の 保 護 に つ き ま し て
は 十 分 な 配 慮 を いた し ま し て 取 り 扱 っ て ま い り た
い と 思 つ て お り ま す。

○ 奥 野 (一) 委 員 今 情 報 化 の 時 代 で す か ら 、 情 報
と い う の は 一 番 大 事 だ と 思 う の で す ん。 的 確 な 情
報 が 常 に そ れ を 利 用 す る 人 方 に う ま く 行 き 渡 つ
い か な い と 効 果 が 上 が ら な い と い う こ と に な り ま
す。 や は り 情 報 収 集 と い う の は な か な か 大 変 だ と
思 う の で す ん。 で す か ら 、 情 報 収 集 と い う こ と を
き ち ん と や っ て い た だ か な い と 、 的 確 な 情 報 が 関
係 者 の 方 に 伝 わ つ て い か な い と い う こ と に な り ま
す。

そ れ と 、 今 言 わ れ ま し た よ う に 、 企 業 の 場 合 に
は 企 業 秘 密 と い う の は 大 変 う る さ く 出 て き ま す か
ら 、 そ ら の 方 の 関 連 も い ろ い ろ 書 い て ご ざ い ま
す か ら 間 違 い なく や っ て い た だ け れ と 思 う の で す
が 、 そ う い う 面 は ひ と つ 十 分 注意 を し て や っ て
い た だ く よ う に お 願 い を し た い と 思 い ま す。

ら、そもそもの方の関連をいろいろ書いてございま
すから間違いなくやっていただけると思うのです
が、そういう面はひとつ十分注意をしてやってい
ただくようにお願いをしたいと思います。
時間が迫ってきておりますから、最後に、他省
庁所管の事業との関係についてちょっとお伺いを
したいと思うわけであります。

対象となる新商品の生産または役務、これはサービスだと思うのですが、行う特定新規事業が通産省所管の事業に限られている、こうなっていますが、なぜ通産省だけの所管にしたのか、この理由がまず一つですね。

それはなぜかといいますと、冒頭私は第一問でお聞きをしましたように、日本の産業経済というものを考えた場合、これは全体的に考えていかな

「 」
「 」

こういう状況であれば、必要な情報あるいは出したい情報というふうなものがうまく出会いが可能なのではないかなというふうに考えておるところでございます。

第一類第九号 商工委員會議録第四号 平成元年五月二十四日

ければならないと思うのですね。そうでなければ、内需拡大型の産業とかなんとかいったって、これはうまくいくものではない。そうすれば、当然全部の産業分野にわたって本来なら考えなければならないんでないか。そうすれば、もっと違つた形の法案という形で本来出てきてもいいはずだ。例えば地域ソフトの関係のものは、労働省と一緒に、共管というのですか、そういう形になっているわけですね。あれも、いいものですから、労働省もちゃんと加わってきてる。こういうようなもので、これが非常にいいんだということになれば、農水省に關係するもの、あるいはこれが農特産業なんということになれば郵政との関係も出てくる産業が多いわけですね。特に最近では異業種交流とかあるいはこれが特許の出願も九割は通産省所管といふうなことでありますし、工業の年間販売額でも九割は通産省の関係、それから、今後の新規事業といふことで見ますと七八%から七七%というようなことでもございました。しかし、研究開発室の八七%は通産省所掌のもので、これは必要だ、当然こういったものが入つておるわけでございます。

○奥野(一)委員 通産省とすれば、この法案を出したということは、提案理由の中でも述べられましたように、これはすべての産業、当然通産省の皆さん方がいい知恵を絞つて出されたもの、各省が反対するはずがないかと思うのですね。そういうことであれば、私は、先ほど言いましたように、これは全ての産業、当然通産省の皆さん方がいい知恵を絞つて出されたもの、各省が反対するはずがないかと思うのですね。そういうことになれば、それを、サービス業につきましても通産省所掌のものが大きな比重を、特に事業所サービスにつきまして圧倒的に大きな比重を示しているということでございます。ウエートさえ大きければそれでいいではないかということには必ずしもならないわけでございますけれども、とりあえずはこういうふうな形でスタートをさせさせていただきまして、その一番ウエートの大きなところでまず政策的に頑張ってみようというふうに考えております。

それから、各省庁との関係ということでは、実施指針の充実、変更のとき関係行政機関の長と協議となつてある。これは本来通産省所掌の分だけではあるが、どうかという感じも持つのですけれども、その辺のところをちょっと御説明いただきたいと思います。

それから、各省庁との関係ということでは、実施指針の充実、変更のとき関係行政機関の長と協議となつてある。これは本来通産省所掌の分だけではあるが、どうかという感じも持つのですけれども、その辺のところをちょっと御説明いただきたいと思います。

他の省庁との関係でございますけれども、いざこれまたこの制度の状況を見ましてはかかる省庁の方でもいろいろな考え方を持つようになる時期が来るのであります。これから先もいづれかの省でまたこういふのでないかという感じも持つのですけれども、その辺のところをちょっと御説明いただきたいと思います。

○児玉(幸)政府委員 政府部内における立案の総合は先ほど申し上げたところでございます。したがつて、政府部内の協議の過程におきまして、私どもはこれは全くオープンだということでお考えになつておるわけですか。

○児玉(幸)政府委員 もう時間ですから、もう一分ぐらいたいということであればもちろんそれで結構だと思いますので、これから先もいづれかの省でまたこういふ場合には、私どもとしてはそれについて拒否するかも知れないと思うわけでございますが、その場合に、この仕組みの中にそつくりそのまま乗りたいうふうに考へておるところでございます。

他の省庁との関係への協議という点についての御指摘もあつたわけでございますけれども、通産省の所掌のものでございましても、例えれば物は通産省でつくりましてもユーザーはほかの省というつきましては、当然通産省の分野のことを頭に置いて立案をしたわけでございまして、その後そつつきましては、当然通産省の分野のことを頭に置いた形で相談をいたしました結果、今のような形で出ているわけでございます。

それで、とりあえず通産省関係のものでス

タードをいたしておりますけれども、実際にいろいろな指標でそのウエートを見てまいりますと、そういうふうに言つて出されたのだろうと思うのですね。そういうふうに思つておられます。

○田原委員長 二見伸明君。
○二見委員 まず最初に、大臣にお尋ねいたしま

一応御相談はしなければならないというようなタードをいたしておりますけれども、実際にいろいろな指標でそのウエートを見てまいりますと、そういうふうに言つて出されたのだろうと思うのですね。そういうふうに思つておられます。

工业、さらには商業とかサービス業、こういつたような分野で就業者とか事業所のウエートを見ますと七八%から七七%というようなことでもございました。

まあ、工業の年間販売額でも九割は通産省の関係、それから、今後の新規事業といふことで見ますと、いわゆる研究開発等がどういう分野で行われているかなというふうなことを考えてみますと、研究開発室の八七%は通産省所掌分野、また特許の出願も九割は通産省所掌といふうなことでございました。それから、サービス業につきましても通産省所掌のものが大きな比重を、特に

事務所サービスにつきまして圧倒的に大きな比重を示しているということでございます。ウエートさえ大きければそれでいいではないかということには必ずしもならないわけでございますけれども、将来広げていくとかそういうようなことについてお考えになつておるわけですか。

今児玉局長言われますように、二十一世紀を迎えて新しい産業のビジョンということで新政策として取り組むということではありますけれども、その辺は柔軟に考えていかれてしかるべきでありまして、また、この法律で当分まずスタートを切り、成果あるものに相なつてまいりますれば、他省庁の管轄のところはやはりじつとしておらない

だらうと思ひますですし、そのときは直ちにそれらを包含するということになる。こうしたことであらう。政府関係にいろいろ協議をしてスタートを切つたという報告がありましたように、そのところにアドバイスをさせていただく。そして、御指摘の御心配のような分野は十二分にカバーしていく

ますように、またこの分野でない、函館にこう

うふうに思つております。

通産省所掌と見取れるようにお互いが知恵を出し

ていますればいいのではないだろうか、こん

なふうに思つております。

お尋ねいたしました

業、新しい商品を生産するとか新しいサービスを提供するいわゆる新規事業というのは、本来は民間が独自にやるのが自由主義経済の建前だらうと思ひます。そのためには、そうした新しい商品を生産する、サービスを提供する事業に対しても、民間のベンチャーキャピタルというものが存在して、それが金を出す、それで事業が大きくなつていくというのが本来のあり方であるし、そのためには、うした民間のベンチャーキャピタルを育成していくことが非常に大事なんだと私は思いました。

ところが、今度政府は、民間のベンチャーキャピタルあるいは民間が独自にやっていくことに対する支援をするとかいう形で積極的に介入するという、その理由は那邊にあるのでしょうか。

す。本制度は必要最小限度といたしましたのもそ
ういうことであり、また限時的なものといたしま
したのも、一見委員御指摘のようなことをベース
にして考えながらスタートを切らさせていただい
たということであります。

詳しく述べては政府委員から補足説明をさせてもよろしいと思いますが……。

○二見委員 政府、国が乗り出すわけですから、実施指針とか実施計画の認定というのが当然ついてくるのは理解できるわけありますが、ただ、

こうした新規事業の実施に当たりましては、民間の創意工夫というものが最大限に生かされなければなりません。一方で、國の方では、実施指針あるいは実施計画の認定という、國としてのことが出てくる。その場合は、いわゆる実施指針あるいは実施計画の認定というのは、民間の創意工夫が最大限生かされるような形でつくられなければならないと思いますけれども、そうした点の配慮はどうなっていますか。

○児玉(幸)政府委員 この新規事業の遂行に当たりまして、民間の自主性が最大限に確保されるべきであるという御指摘はまことにそのとおりでござります。

そこで、先ほど大臣が強調しました競争入札の実

証の制度等につきましても、債務保証につきましては保証は七〇%を上限というふうなことにいたしまして、民間の方で自分でリスクを負担する、自分で決心をするということが十分になければならないと考へておりますし、また、出資という制度も予定はいたしておりますけれども、これらは債務保証による社債発行のみでは不十分な場合のぎりぎりの呼び水的な性格のものにとどめようとしておるわけでございます。

それから、指針というのは、確かにやり方を間違うと非常に政府干渉型になるわけでございますけれども、今回の法律で予定しております指針のも、あくまでも新規事業を円滑に実施していくために留意する、言うなればガイドライン的な感じの大まかなフレームワークを決めておるわけでござ

指針をベースにし、具体的な事業計画につきまして認定を受けました場合に、社債の発行等につきまして従来なかつたようないろいろな新しい弾力的な枠組みを予定しておりますので、そういう意味でござり最小限のところで私どもとしては考えたいと思つております。しかも、事業計画の認定に当たりまして、政府がさじかげんであります。これということではございませんで、事業計画につきまして認定する際には、関連の専門家の皆様にむしろ御意見をちょうだいして、それによってできればきちんと判断していくというようにいたしたいと考えているところでございます。

○二見委員 先ほども質問があつたわけではありませんけれども、対象となる企業、中小、中堅企業が対象だと伺つておりますけれども、具体的にどの程度の規模までが対象となるのか、イメージとして描いておられる規模はどういうものなのかをお示しいただきたい。

それと、資料によりますと新しい会社をつくる感じになつておられるけれども、既存の企業、例えば二見製作所なら二見製作所が全く新しい商品を開発した場合に、そういうものが対象になるのかならないのか。新しい会社をつくってやれば対象になるのかもしれないけれども、そうではなくて、自分の企業で新しい部門をつくつてやる場合には、それは対象になるのかどうか。

その二点をお尋ねしたいと思うのです。

○児玉(幸)政府委員 どの程度の規模のものがございまして、制度の対象になり得るかという点につきましては、正直申しまして、今のところ具体的にこれでございますとはつきり申し上げるだけの準備はなしあげでござりますけれども、これまでに、さまざまな場を通じて、この制度ができた場合の利用の見込み等についての調査をしておるわけでございまして、それを前提にして予想をしてみますと、とりあえずこの法律に基づいて債務保証を受けてみたいというスタートの段階のところでございますが、そのスタートの段階での事業規模につきま

しては、これは相当幅がござりますけれども、例えば二、三億円くらいという小さいものもござりますし、三十億円を上回るようなものもあるわけでございまして、そういった事業規模の中でワラント債が発行されたといたしますと、保証の規模

で言いますと一億円から十五億円くらいの保証規模になるのかなというのが現時点でのとりあえずの感じでございます。いずれにいたしましても、いわゆる大企業というようなものは十分有利なファイナンスを利用する可能性を持つてゐるわけで

ござりますから、こういった制度の対象になる可能性是非常に小さいのだろうと思ひます。

それから、もう一つの設例、二見先生のおつしやるような例でございます場合に、確かにいろいろなところで説明しております場合には新規事業で新しい法人というような説明をいたしておりませんけれども、必ずしもそれにこだわるものではないわけでございます。ただ、現在ある企業が、まだ株式の上場等には至らない、非常に資金調達上制約のある企業が新しい事業に取り組んで、そこであると考えております。

する異業種交流・融合化法をつくりましたね。そうすると、Aという事業者とBという事業者がお互
いに知恵を出し合っています。全国で異業種交流
で新しい事業を始めようという動きが出てきまし
たね。これは中小企業対策の今後の一つの柱にな
りますね。そうした異業種交流も当然この対象
に、異業種交流というか、それで話がまとまつて
新しい会社をつくろうなんということになると、
当然この対象にはなり得るということになります

○児玉(幸)政府委員 異業種交流でいろいろ新しい事業が起きてくるという場合にも、その新しさというところでござりますけれども、それが例をえばその地域では新しい事業である、ほかのところでは行われてもその地域では新しいとか、その会

社としては新しいとか、いろいろな形のものがあるわけでございます。したがって、私どもの方で考えておりますような新規事業に該当するものが融合化事業の中で行われる場合には、こちらの方の制度を御利用いただくことも可能であるというふうに考えております。

○二見委員 それから、先ほど奥野先生からも御指摘がありましたけれども、なぜ通産省所管の分野に限定したのかということについて私も若干の疑問、これはもとと広げてもよかつたのではないか。ウエートからいくと通産省所管が多いからというお話をありましたし、各省でやろうということになるいろいろと各省の関係もあるのでしようけれども、例えば高齢化社会をこれから迎えます。そうすると、寝たきり老人に対する今まで考えたこともなかつたようなサービスを思いついて、やろうということになると、いろいろなところに新しい商品とか新しいサービスという的是出てくるのだと思います。これは今回は通産省所管のところでスタートするのだけれども、通産省所管の分野でもつてスタートして、その成果を見ながら他省にも同調するような動きを期待していくのかどうか、その点についてはどうお考えになりますか。

○児玉(幸)政府委員 法案の政府部内における立

案のプロセスにつきましては先ほどもちょっと申し上げたわけでございますけれども、とにかくど

れかの省がまずイニシアチブをとらざるを得ない

わけでございまして、通産省のカバーする領域が非常に広いものでございますから、それで通産省の方でイニシアチブをとりまして広く政府部内各

省とも御相談をしたわけでございますが、非常に

新しい制度でございまして、とりあえずのところ

は、いろいろ御相談申し上げたのに対しまして、

自分の方もぜひこの際それに一枚乗つてといよいよ

な感じは率直に申し上げまして出てこなかつた

わけでございます。恐らく、御指摘のようにまづ

通産省が非常に広い範囲で所管している分野でど

ういうような成り行きになるかを見ようといふこ

ともあるのかもしれません、しかし、仰せのように、ほかの分野におきましても、このような制度が使われば、非常に有効な局面が今後も出でます。したがって、これから先こういう制度で使われれば、非常に有効な局面が今後も出でます。したがって、これから先こういう制度で他の省におきまして、私どもいたしましては、この制度につきましては全くオープンということにいたしました。つまりたいと考へております。

○二見委員 それから、関係行政機関と協議する

商品は通産省所管ではあるけれども、ユーチー

が例えば運輸省の所管である、あるいは厚生省の

所管であるという場合があるので、関係行政機関

と協議しなければならないのだというお話をあり

ました。

それで一つ伺いたいのは、関係行政機関と協議

する協議事項はどういうことなのか、どういうこ

とを協議するのか。それと、例えば開発される新

しい商品が、セラミックならセラミックが自動車

の部品にすべらし。そうするとこれは、自動車

に使えるのだということになると、運輸省の所管

になりますね。確かにできた商品はそれだけ見れ

ばすべらしのだけれども、それを自動車の部品

として使って、安全性ももちろん問題ないのだけ

れども、運輸省がいろいろな絡みでもつてこれは

あるわけです。だから、十日とか半月とかとい

う短い期間でもつて決着をしなければならぬわけ

ですけれども、そうした点については、どういう

ふうにお考えですか。

○児玉(幸)政府委員 まず、計画認定の場合の協

議につきまして一件ごとがという点につきまして

は、一件ごとの協議でございます。そして、それ

につきましてビジネスチャンスを失うことがない

ようないいことになつた場合には、この対象か

らは外されることになりますか。その点はどうで

しょう。

○児玉(幸)政府委員 関係行政機関との協議とい

うことでございまして、協議が調わない場合に

はどうするかということがあるわけでございます

けれども、ただいまのようく生産サイドとユーチー

サイドというような場合に、結局はユーチー

の了解もなくして、あるいは理解も得られない

ままにやつていくというわけにはまらないわ

けでございます。したがいまして、この法律がで

きるについてかなり各省の間でいろいろ議論してきました。それが実現されると、そういうような形で精いっぱいの努力をしてまいりたいと思いまして、協議の際には、私どもの説明につきましても十分の努力をし、時間がかかるないように理解を求めてまいらなければならない、仮にも先生が御心配になるような事態が生じないよう私どもとしては頑張つてしまいりたいと思っております。

○二見委員 それから、認定に当たつて、申請さ

れてきた事業がいわゆるこの法律で予定している

新規事業なのかどうかという専門的な評価を下す

機関が必要です。しかも、その評価を下すのも

長い期間かけて下したのではビジネスチャンスを失いますね。かなり短かい期間に、そして適切に評価をするということになると、通産省の中のどの機関でおやりになるのか、新しいシステムをつくっておやりになるのか、その点はいかがでしょ

う。

○二見委員 そうしますと、例えば実施計画の認

定ということがありますね。これも関係行政機関

と協議するわけですから、例えできた新商

品が通産省所管であつて他の省廳と全く関係ない

場合、この場合には関係行政機関と協議する必要

はないのだと思うのですね。それ以外のものにつ

いては一件ごとに、すべての案件一つ一つ協議し

ていくことになるのでしょうか。そうすると、新

商品を考えた者にとってみれば、ビジネスチャン

スというのがあるわけですよ。いつまで協議調

わすでもって議論をしていて、半年も一年も延ば

された結果、ビジネスチャンスを失うということ

もあるわけです。だから、十日とか半月とかとい

う短い期間でもつて決着をしなければならぬわけ

ですけれども、そうした点については、どういう

ふうにお考えですか。

○児玉(幸)政府委員 まず、計画認定の場合の協

議につきまして一件ごとがという点につきまして

は、一件ごとの協議でございます。そして、それ

につきましてビジネスチャンスを失うことがない

ようないいことになつた場合には、この対象か

らは外されることになりますか。その点はどうで

しょう。

○二見委員 例え特許の申請は日本では時間が

かかりますね。これはあのように時間がかかります

か。

○児玉(幸)政府委員 新規事業の認定をしなけれ

ばならないわけでございまして、現在の通産省の

在来の機関の中でこれを担当できるようなものは

ないと存するわけでござります。したがつて、い

ろいろな関係の分野の専門家をお願いいたしまし

ばならないわけでございまして、そこで出

てまいりました申請につきまして判断をしていた

だい、その判断を私どもとしては参考にさせて

いただいて事務処理を進めてまいりたいと思つて

おります。

○二見委員 例え特許の申請は日本では時間が

かかりますね。これはあのように時間がかかります

か。

○児玉(幸)政府委員 新規性をどういうふうに判

断するかということでござりますが、特許の場合

には、知的所有権ということで、先後関係あるい

は権利の抵触等につきまして非常に厳密な審査が

行われるわけでござりますけれども、私どもが行

いますこの制度というのは、結局新しい事業とい

うのがリスクがあるわけだということでございま

す。したがつて、そういう点に中心を置きなが

ら事業の新規性についての判断を進めていくとい

うことでござりますから、私どもは決して特許の

ような長い手続、慎重な手続、あるいは大変な長

い時間が要るようなものというふうには考へてい

ないわけでございまして、先ほども申し上げまし

たようないろいろな分野の専門家の方々に御判断を仰いで、この問題についてはできる限り短時間で結論を出してまいりたいと思つております。そうすることが、先ほども先生お触れになりましたビジネスチャンスを逃さないとということにもつながる道だらうと思つております。

○二見委員 先ほども、リスクファイナンスについて、ワラント債の私募債を重視した理由がここで議論されておりましたけれども、ワラント債といふのは日本では少ないので、たしか分離型にしてからちょっととよえて、去年はゼロだったのじやないでしょか。ただ、日本では、なじみが薄いし、少ないけれども、海外では、ヨーロッパではワラント債がかなり伸びてありますし、日本の企業も向こうでワラント債を発行して資金調達をしておりますね。日本でなじみの薄いこのワラント債、それはワラント債の方が発行する方にとって有利だという点はあるのですけれども、なじみの少ないワラント債といふことに目をつけた理由は特別ござりますか。

それと、基金が七〇%保証しますね。ですから、ワラント債を買った人たちは、ハイリスクであるけれども七〇%は保証されておるのであるのだから、うまくいかなかつた場合は三〇%のリスクですね。それに対して保証する基金といふのは、ハイリターンといふのはどういうふうに考へるのでしょか。私募債を貰つた人は、成功すればハイターンがありますから、それでいいですね。資金提供する基金の方は、そのハイリターンといふのはあるのでしょか、ないのでしょか。

○児玉(幸)政府委員 ワラント債という制度は日本にもあるわけなんでございますけれども、ただいま御指摘ございましたように、これまで我が国では利用度が非常に低いわけでございます。これにつきましては、ワラント債の発行の条件につきまして日本の国内でいろいろな規制があるのであります。海外ではその点について割合に緩やかな条件で発行ができるというふうなことがあります。かと思うわけでございます。

それで、私どもが今回ワラント債を国内で使うことを考えましたのは、やはり新規でリスクの高い事業に対する資金調達の手段として、資金調達サイドの方から考えました場合に、もしこのワラントという制度を使うことができました場合には、調達上相当有利な条件で調達することが可能になるわけでございます。したがつて、何とか仕組みをいろいろ工夫して、国内でも有利な条件で新規の事業を始める環境の整備ができないかといふことでこのワラントを考えたわけでございまして、一方、ワラントを引き受けける方の人から見ますと、新規の事業が始まりまして、およそ信用というようなものが何もないようなところで、どうやって社債を引き受けけるかということになるわけでございまして、これが、社会風土が違いますけれども、アメリカなどでございましたら、あるいはそういうことであってもどんどん引き受けれる人が出てくるわけでございますが、日本のような、今の制度あるいは風土のもとでは、なかなかそういうわけにはまいらないわけでございまして、しがつてそとのところをカバーするために債務保証という制度を考案したわけですが、これとても、全部リスクをカバーしたのでは、これはハイリスクにも何にもならないわけでございません。一方、余りリスクカバーの率を下げていきましたと、実際にはこういうワラント債を引き受ける人がいなくなるわけでございまして、その調和点をどこ辺とするかといふいろいろ検討、工夫をいたしました結果、現在では発行する社債の七〇%ぐらいを要するにカバーすれば、資金がワラント債に向かつて流れいくのではないかというふうに考えまして、制度を考へているところでございます。

それでは、そういう債務の保証をした肝心の産業基盤整備基金の方については、事業が成功した場合のリターンはどうかといふことでございます。されども、債務保証の保証料につきまして、分離がワラント債を基金の方で保証料の形で預かるということを考えておりまして、これを含めて計算いたしましたが、私ども申し上げましたように、この法律に基づきまして認定された事業に限らず、もう少し広げますと、現在の社債の発行条件全体についての問題も含んでいると思うわけでございまして、これらにつきましては私ども現も関係の当局とも相談中でございますし、また、もう少し長い目で見ますと、例えば商法の面での社債の発行のあり方をどう考へるかとか、こういった問題も含んでいるわけでございます。

○二見委員 この認定特定新規事業実施者、これがわざと債務保証の保証料につきまして、分離がワラント債を私募発行しますね。これを購入であります。それでは、そういう債務の保証をした肝心の事業が、先ほどの申し上げましたように、この法律に基づきまして認定された事業に限らず、もう少し広げますと、現在の社債の発行条件全体についての問題も含んでいると思うわけでございまして、これらにつきましては私ども現も関係の当局とも相談中でございますし、また、もう少し長い目で見ますと、例えば商法の面での社債の発行のあり方をどう考へるかとか、こういった問題も含んでいるわけでございます。

○二見委員 現在は機関投資家に限られているけれども、それを一定の事業者にまで拡大をしたいというお話のようですが、しかも今度は単価は一億円を一千万円ぐらいまでに下げたい、買ひやすくなさといふこととなんだと思ひます。そうする仕組みを考えたいと思っていいるところでござります。

○二見委員 現在は機関投資家に限られているけれども、それを一定の事業者にまで拡大をしたいといふこととなんだと思います。そうする仕組みを考えたいと思っていいるところでござります。

○二見委員 この認定特定新規事業実施者、これがわざと債務保証の保証料につきまして、分離

しますと、これまた保証料の料率の引き下げにもなります。

○二見委員 それから、私募債の適債基準の緩和

形で、産業基盤整備基金も十分にこのハイリターンの部分を活用しながら保証制度を運用してま

るというのが、私どもの考え方でございます。

○二見委員 それから、私募債の適債基準の緩和

内容がどうなるのかをお示しいただいたいと思いま

す。その場合、中小が発行体の場合でも円滑に社債発行ができるようになるのかどうか、以上についてもお示しをいただきたいと思います。

○児玉(幸)政府委員 私募債の発行基準の緩和の問題でございますけれども、今回の法律を御提案するにつきましては、関係の当局と十分相談をいたしておりますわけでございます。したがつて、今回の法案成立の際に、その法律に基づきまして認定されたような計画につきまして私募債を発行する場合につきましては、現在の適債基準は適用しないというようなことにつきましては事実上話し合

いがついておるわけでございます。

それから、お尋ねのもう一つは、一般的に私募債についてもと条件緩和ができるかといふこと

でありますと從来は引受人というのも機関投資家等に限定されていたわけでございますが、今回はそ

れを拡大いたしまして、リスクについての負担力

とか判断力、こういったもののある一定の範囲の事業法人までその範囲を拡大したいというふうに思っております。また、事業の規模も、先ほども

いいますと從来は引受人というのも機関投資家等に限定されていたわけでございますが、今日はそ

れを拡大いたしまして、リスクについての負担力

とか判断力、こういったもののある一定の範囲の事業法人までその範囲を拡大したいといふうに思

いますと從来は引受人というのも機関投資家等に限定されていたわけでございますが、今日はそ

れを拡大いたしまして、リスクについての負担力

とか判断力、こういったもののある一定の範囲の事業法人までその範囲を拡大したいといふうに思

ります。

○児玉(幸)政府委員 先ほども申し上げましたよ

うに、この法律に基づきまして認定された事業に

関する事業者が発行いたしました私募債につきま

して、適債基準の緩和をするよう事実上話し合

いをしています。

○二見委員 それから、私募債の適債基準の緩和

内容がどうなるのかをお示しいただいたいと思いま

す。

○児玉(幸)政府委員 それが、社会風土が違います

から、社債発行ができるようになるのかどうか、以上

についてもお示しをいただきたいと思います。

○二見委員 この認定特定新規事業実施者、これ

がワラント債を私募発行しますね。これを購入で

ます。

○二見委員 この認定特定新規事業実施者、これ

は個人の投資家でも買いたがるんじやないでしょ
う。」
「うう、そ、う、氣はござら考へて、ミー。」

ておりますのは、募集に際して、相手方に対しま

わけですか。

○児玉(幸)政府委員 議論をいたしましてはそういったことも当然あるわけございますけれども、何しろ初めてのこととございまして、緩和するといつましても余りどんどん一度に進むといふにつきましては、今の日本の社債市場の本質そ

して、一定の様式の書面によりまして、生産をする商品あるいは提供する役務とその新規性、それから市場の将来性あるいは財務内容等々につきまして、社債のリスク性とリターンの可能性の判断に資する企業情報を開示させたいということで予定をいたしております。

○第五(幸)政府委員 今回の法案の中で、出資に関する機能も産業基盤整備基金が持つようにお願いをいたしておるわけでござりますけれども、その出資の実際の行われ方につましては、よほどのことなれば、その基金自身が直接事業に出資をするという形ではなくて、基金が出資をいたし

の他を考えますと、おのずから限界があるようになります。しかし、事業法のうえでござります。したがいまして、事業法人、それもおよそそういうリスクのあるものについて引き受けることにつけてのそれなりの困難と

○二見委員 私募債を発行するときに、発行する者が非常に小さくて余りノーハウがないという場合は、何らかのアドバイスをしたりするような役割は基金としては考えてらうします。

か経験を持っている事業法人ということで、範囲を限つて一千万円というふうなところでスタートすればと思うわけでござりますけれども、だんだんそういういったことでいろいろ実績が積み重なつて定着をしてまいりました曉にさあどうするかということは、それはまた次の段階の議論であろうかと思つておりますところでござります。

○児玉(幸)政府委員 私募債の発行でございますので、いわゆる不特定多數の投資者への募集ということではなくて、五十人未満の投資者への勧誘でございます。一般的にはその事業者自身が投資者に販売をすればいいわけでございますけれども、今お話をございましたように、中小企業者が実際にこの制度を利用するとする場合に、一体

○二見委員 そうすると、特定の事業者ですね、事業法人たるものは、例えばA社とかB社とかC社とかというふうに名前を挙げて特定するのでしょうか。それとも、資本金がこれだけでという、経営内容がこれであればいいという、そういう基準でもって決めるのでしょうか。それは、どうで
しょう。

○児玉(幸)政府委員 実際に引き受けます企業の負担力ということに着目するわけでございますので、企業の財務状況とかなんとかいう一般的な基準でございまして、特定の企業を指定するというようなことはないわけになります。

だれにそれを引き受けたらいいのか、非常に困難なケースもあるわけございまして、そういう場合には、これはあくまでも事業者の希望でございまして、別に基金が押しつけるわけじゃございませんが、事業者の方から基金に依頼がございました場合には、実は基金にいろいろな関心事業分野についての登録を別途いたしておりますのですから、ちょうどそれが出会いますような場合に、そういう事業法人に対しまして基金が立ちまして、その社債の消化の円滑化にお役に立つようになりたいと考えているところでございま

○二見委員 資料によりますと、基金はこの認定
特定新規事業実施者に出資をすることができるよ
す。

立ち上がりの時期にベンチャーキャピタルを供与するような、いわゆる本格的なベンチャーキャピタルを育てなければならないわけございまして、そういった点を考えまして、むしろこの出資をうまく使うということであれば、そういう立ち上がりの段階からバックアップができるような民間のベンチャーキャピタルを育てていきたい。しかも、もしそういうベンチャーキャピタルに基金から出資いたします場合には、当然並行して民間の方からもそのベンチャーキャピタルに資金を集めることができると期待されるわけでございまして、そういたしますと、基金が独自に出資をいたします場合に比べて何倍もの効果が上がっていく、しかも長い目で見ましてスタートアップの段皆から支援ができるようなベンチャーキャピタル

体煮詰まつておりましたらばお願ひします。
○児玉(幸)政府委員 先ほども申し上げましたよ
うな形で私募債の引き受けについての条件が緩和
されて、具体的に引き受けさせていただく場合に、そ
ういう方々に対しきちんとした情報の提供が必
要なのは仰せのとおりでございまして、現在考

うになつておりますね。これは何うところによる
と、基金がストレートにここへお金を出すという
よりも、何か基金も出資をし、そして何か新たに
ベンチャーキャピタルをつくつて、そこを通じて
新規事業実施者に出資をするんだと承つております
すけれども、そうしたシステムを考えていられる

○二見委員 ベンチャーキャピタルの実態といふのは、確かに、御説明のように、スタートのときの出資制度の運用を考えてまいりたいと思ってるところでございます。

四

お金を出すというよりも、スタートして様子を見ながら、これはもうかりそなだなという段階でお金を出すというのが、日本のベンチャーキャピタルの実態だと思います。だからスタートアップの段階でこうしたベンチャーキャピタルが必要だというのはわかるのですけれども、今のお話ですと、民間にベンチャーキャピタルが幾つかありますね、それにスタートアップのときにお金を出しながら、という条件で既存のベンチャーキャピタルを通して出資をするという形をとるのか、今あるベンチャーキャピタルはどうせスタートアップのときよりもむしろ途中でもつてもらかりそうだなと思ったときに金を出していく方だから、新たにスタートアップのときを専門にするというか重点に置く新たなベンチャーキャピタルを、例えば銀行だと生保だと損保だと、そういうところが金を出し合ってつくつてもらつて、それを通してやることになるのか、どちらをお考えですか。

お考えですか。

○児玉(幸)政府委員 この法律は平成八年までの限時法ということでお願いをしているわけでござります。したがいまして、その期間の中で、新しくできますベンチャーキャピタルがどの程度事業を拡大し、どの程度にきちんと走るのかといふことはあるわけでござりますけれども、いずれにいたしましても、法律の期限が切れるという時期が近づいた時点で、そのときの会社の活動の状況等を見ながら扱いは決めてまいらなければならぬのだらうと思うわけでござります。

それで、実は私ども、日本に今ベンチャーキャ

するまでに三十年もかかるというような今の状況では困るわけですね。やはり五年とか七年とか十年とか短い間に成長し、そして上場できる、そういうふうにしてもらわないと困るわけですね。そういうしないと、何のハイリターンもないわけですから。その担保措置についてはどのようにお考えになつておりますか。

し、いろいろな事情があるんだけれども、その一つには、株主がふえて、いわゆる議決権を与えるのが嫌だという気分もないわけじゃありませんね。そのため、議決権はないけれども配当の方で少しプレミアをつけようという、無議決権優先株式というのが制度としてはあるわけですし、このことについても通産省は考えたというふうに言われているわけですけれども、この点についてはどうお考えになりますか。また、もし考えても具体化できなかつた理由があれば、その理由もあわせてお述べいただきたいと思います。

すとかといふに基金に登録をする。ところが、一方では、いろいろな事業者が、あるいは金を出したい人たちが、こういう方面には関心があるからそういう方面的の新しい事業が出てきた場合にはちょっと教えてくれというので登録しますね。すると、これは絶えずここで情報が交換されるわけですね。新しい事業を考えた者が事業内容を登録し、それに関心のある者がいるわけですから、これは情報の交換が行われるわけです。そうすると、企業にとっては企業秘密というのがありますね。その登録したものが特許を持っているものであれば、これを使っておこなって、これによ

ざいます。今回のこの制度におきましては、事業がうまく進んでまいりまして、上場を機にといいますか、いわゆる株式の公開基準を満たすようになった段階におきましては、これをぜひ公開をしていただきたいと思つてゐるわけでございまして、そのためには、産業基盤整備基金で行います債務保証の場合にも、まず新規事業の実施者について、その段階から株式の公開を予定している人を対象にする。それからもう一つ、それだけではまだ不十分だと思いますので、公開基準を満たすようになつた場合には必ずその株式は公開をしてもらうという約定を債務保証に際しまして結びまして、事業が成功した暁には確実に株式の公開をしてもらうための措置といたしたいと考えております。

い、こういう意味で申し上げますと、確かに無議決権優先株というものがあるわけでございまして、それはそれなりのメリットがあるわけでござりますけれども、今回このスキームを考えるのといたしましてその問題も検討はいたしたわけございますが、この無議決権優先株の発行条件についてどうするかというふうなことにつきましては、現在法制審議会の商法部会等でもいろいろ検討中でございまして、今回のこの制度の立案に当たりまして、その点を先取りするような形というのではなく、実際問題として難しかったわけでござります。

て、全体としてそういった新しい段階からの事業が活発になるよう、言うなれば刺激剤になつて、そればと思つて、いるところでござります。
○二見委員 新規事業というものは七年間で終わるわけじゃありませんで、日本経済が続いていく限り永遠にあるわけですから、永遠にある限り、ベンチャーキャピタルというのは存続理由もあるし、大きな役割があると思いますので、私も民間の既存のベンチャーキャピタルの刺激剤になりながら健全な育成が図られることを心から期待をいたしております。

まして、事業が成功した暁には確実に株式の公開をしてもらうための措置をいたしたいと考えておるわけでございます。

しかし、そんなことをやつてもやはり言うことを聞かないのもいるのじやないかというふうなこともあります。そこで、まず第一に、その場合に、は、これもまたその約定の中での話と思ひますが、基金の保有しておりますワラントを事業者のオーナー株主あるいは親会社に割り増し価格で買取つてもらうとか、そういうふうな措置をもあわせて考えていかなければならない、こう思つておるところでございます。

それから、実際のベンチャービジネスをやる人たちにとって、その点が非常に不都合かどうかがどうかということです。いざいりますけれども、確かに考えよろしくによれば不都合なわけでござりますが、幸い、今のような仕組みをもしまして一体利用してもらっているかどうかという点についてのアンケート調査によりましても、かなりの方々がこの形でも利用するというような御意見をいただいておりますので、とりあえずはこういう形でスタートさせていただければと思う次第でござります。

○児玉(幸)政府委員 情報の取り扱いにつきましては、まさに御指摘のとおりの問題があるわけでございます。特許のように出願公告もなされておつてその中身がわかつているようなものというのはいいでございますが、ノーハウにしても、御指摘のようなサービスにいたしましても、企業にとりましては非常に大事な情報があるわけござります。したがつて、その登録をいたします場合にも、今私ども考えておりますのは、これは登録を希望する方の希望次第でございますけれども、

それで、問題は、ワラント債を買うにしろ何にしろ、リスクファインансが有効に機能するためには株式の公開が的確に行われなければなりません。ワラント債を買ったあるいは出資した、上場

〔尾身委員長代理退席、浦野委員長代理着席〕

で、基金に私はこういう特許を持つております、こういうものがありますという例えば一見仲明が登録をしますね。また、いろいろな人がいろいろな、私はこういう新しいサービスを考えておりま

例えばだれが登録したかという名前もとりあえずは隠してもらいたいというのもございますし、それから、情報の中のここ部分は自分の了解がない限りは秘密にしておいてくれというふうな希望

當者が早速この制度を活用しようという動きが高まってくることが期待されると思いますが、そのときに私どもが留意せねばならないことは、ともすればこれまで、政府のいろいろな制度を活用する場合に、手続が非常に面倒である、トランク一杯分くらいの書類をつくるんだつたらもう何とか自分たちでやっていくことで、実際いい制度があつても活用されないというのが多いと聞いております。その意味で、政府は、この法案を提案されるに当たりまして、中小企業者がこの制度を活用するに当たりそのような負担の軽減に努めることについてどのような配慮をされてこられたでしょうか、伺います。

○児玉(幸)政府委員 元来、新規事業と申しますのは、それぞれの事業者の自主性が最大限に尊重されなければならないわけでございまして、新しい事業については、そのタイミングを失することなくその事業化が國られるよう、政府といたしましても、こういった環境整備を進めるに際ましては、最大限の配慮が必要とされるというふうに考えるところでございます。そういう意味で、例えばその事業の認定等につきまして、あるいはその債務保証につきまして、やはりいろいろな手続はお願いせざるを得ないわけでござりますけれども、その中では、その判断のために必要最小限の資料を御提出していただく。また、いろいろな申請書類の簡素化にも努めたいと思いますし、また、政府部内の協議等につきましても、余計な時間がかかるないように、全体として簡素で迅速な手続が進行いたしますように最大限の配慮をしてまいりたいと思っております。

○北橋委員 ゼビ、中小企業者の立場を十二分に踏まえまして、手続の簡素化を初めとした特別な配慮が実施されますように、強くお願いをしておきたいと思います。

さて、この法案によりまして、新しく事業を開始したい事業者が、実施計画書を申請して認定を受けるわけでございますけれども、この認定の作業はなかなか大変だと思います。ちなみに伺い

たしますが、予算面では出資金で五億 そして情報提供関連で二千七百五十万の予算がついているということになりますが、小さく産んで大きく育てるということは理解をいたしますが、実際に新規性を判断するというのも大変な仕事だと思いますし、そりいった意味では、行政改革という政府全体にかかる大きな課題があるとはいえ、やはり重要な新規事業についてはそれなりに定員、予算について十二分に確保する必要があると思うのであります。ですが、その意味で、この事業が極めて重大であることを考えますと、もう少し思い切った措置を講じてもよかつたのではないかという感が率直にするわけですが、いかがでしょうか。

○児玉(幸)政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、この法律案が成立の暁におきまして進めてまいります諸手続につきましては、簡素、迅速ということを心がけてまいりたいと思います。そのためには必要な予算等につきましての手当でもさせたいたいしているわけでございますけれども、ただいまお話をございました、もつと予算さらには人員をという点でございますけれども、一方においては、御案内のような行政機構改革あるいは行政の簡素化を進めているところでもござります。したがいまして、私どもいたしましては、産業基盤整備基金、それから通商産業省、この両者の連携を上手にとりながら、全体といいまして効率よく仕事を進め、御指摘のような御懸念に対しては、そういうようなことが起きないよう頑張ってまいりたいと思っております。

○北橋委員 どの程度の事業者の方が書類を出して申請をしてくるか、まだわからないと思いますけれども、目安として何かあるのでしょうか。

○児玉(幸)政府委員 現実にこの新しい仕組みをどういうふうに使っていただけますか、まだ確定的なことはわからぬいわけでございますけれども、ただいま御提案を申し上げておりますような制度を前提にいたしまして事業者にアンケート調査をいたしているわけでございますが、その数字によりますと、照会をした事業者の半数ぐらいの

方々が、これができ上がった場合には利用しないといふに言つていただきおりまして、私どもとしては大変心強くも思ひ、また、何とかそれが現実になりますよう、この制度の運営には万全を期してまいりたいと思つてゐるところでござります。

○北橋委員 私も、この間、役所に住民票を取りに行つたときに、大分待たされた経験があるのでそれでも、民間人から見ますと、お役所仕事は大分時間がかかるということは、日常毎日の中で感じてゐることでございまして、今の局長の答弁にもございましたように、大変多くの方々が期待をし、制度を活用したいという趣旨のようでございます。それにこたえるという意味においても、十分な体制を速やかにとることが必要と考えるわけであります。

これは大臣にひとつ決意をお伺いしておきたいと思いますが、この法律が施行されまして、実際に専門家、スタッフを集めて仕事を進めるに当たりまして、財政当局に対しても強く当たつていただきまして、予算、定員について万全を期すべきだと思うわけであります。大体一度ついた予算といふものについてはそれなりにくいでしょけれども、新しい仕事をこれから進める場合には、なかなか思い切つた柔軟な対応が、既存の官戸間同志の話し合いといふのは難しいよう私どもは率直に感じておりますし、大臣のこれから強いリーダーシップを期待するわけでございますが、いかがでしようか。

○三塚国務大臣 ただいま御激励をいただいたわけですが、これだけの時代に即応いたしました新制度を法律として御提案申し上げ、これがスタートをさせていただくということに相なりますれば、本委員会における質疑を基本といたしまして、この運用に万全を期してまいらなければなりませんし、同時に、リスク負担ということで財政が動出する、お金がそこに伴つて保証あるいは出資ということでおるわけでございますが、そのことが認定される業種に比べまして財源が不足

をしておるなどということのありませんように、新時代に即応した体制づくりをいうことの基本をにらんでの本制度の創立でありますので、御説のとおりしっかり腹を据えて財政当局との交渉に臨み、万全の対策をとつてまいりつもりであります。

○北橋委員 ゼひその方向で頑張つていただきたいと思います。

そこで、実施計画を認定する作業を考えるときには、私どもが率直に懸念をするのは、関係省庁間に協議が長引かないかという問題であります。この法案のスキームによりますと、通産省所管のいろいろな新しい技術シーズについて制度が適用されると思ひますけれども、最近ではもう、一つの省庁の中におさまらなく、複数の省庁にかかるビジネスがあえてきております。私も、数年前、VANの通産、郵政の論争にかかわったときに、民社党の中でも商工、郵政関係の間で意見が大変分かれたという苦い体験がありますけれども、VANほど特徴的なものは余りないとしましても、これからニュービジネスを育てていくとなりますと関係省庁間の話し合いがたくさん出てくると思います。その意味で、この法律の施行に当たりまして、関係省庁間の協議が長引かないかという懸念が一部に持たれておるわけであります。が、その辺は心配要らないのでしょうか。

○児玉(幸)政府委員 最近における技術の進歩は、物の面、サービスの面、大変目覚ましいものがあるわけでございまして、從来の政府の各省庁の仕分けの仕方の中でいずれか一つの省ではなくかおさまり切れないようなものがあるのは事実でございます。VANの例もお挙げになりましたけれども、そのほかにもこれから何が出てくるかわからないわけでございますが、とりあえず現在御提案申し上げておりますこの法案につきましては、政府部内広く関係の各省とも十分連絡をいたしました結果、今のような形で通産省の所管に係るものというふうな割り切りをいたしたわけでござります。

それで、御指摘のように、具体的な計画の認定に際しまして、あるいは事業の実施に際しまして、関係の行政機関との協議という条項があるわけでございます。これについて協議が難航していつまでたっても実際には仕事がなかなか進まないことがないかという御懸念をいただいているわけでございます。私どももそういうことがあってはならないと思っておるわけでございまして、協議に際ましては、できるだけ早目に関係の省庁との間においては話も進め、また場合によりましてはある種のタイムリミットを設けるような形でいろいろ協議をいたしまして、申請をいただきました事業者の方々に御迷惑がかからないよう最善の努力を払つてまいりたいと思つております。

○北橋委員 その問題につきましては、実際にその案件が出てきたときに国会でもまた論議できるわけでございますから、そういう論議が必要となるないように、ぜひよろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

さて、この認定に当たりましては、企業の生命線にかかるような重要な技術シーズの情報が持ち込まれるわけであります。先ほども同僚委員の方から守秘義務の話についていろいろ出ましたけれども、日本社会において相当著名な方々が専門の審査に当たるわけでありましょうから、いわゆる刑罰とかいうことを考えなくてはなりませんが、秘務というものは担保されると思いますが、それにしましても不安は一部持たれるだろうと思ひます。その意味で、通産省としても、情報の秘密が漏れないような特段の配慮をされていると思いますが、具体的に専門的なスタッフの方に委嘱する場合に、その契約の中でそういった情報が漏えいしないようなことを特に留意されているのでしょうか、お伺いします。

○児玉(幸)政府委員 御指摘の点は、この制度運営上のいわばキーと申しましようか、一番大事な要素の一つでございます。したがいまして、この関係者が扱います情報につきましては細心の注意を払つてしまはなければならないと思っておりま

す。

そこで、どういう形でその辺が担保されるかといふことでございますが、まず通産省の職員につけてございまして、これについて協議が難航していつまでたっても実際には仕事がなかなか進まないことがないかという御懸念をいただいているわけでございます。私どももそういうことがあってはならないと思っておるわけでございまして、協議に際ましては、できるだけ早目に関係の省庁との間においては話も進め、また場合によりまして守秘義務が課せられるような手当てがしてあるわけでございます。それから、認定の際に専門の方々からいろいろ参考意見をちょうだいするわけでございますけれども、もちろんその認定にいろいろ協議をいたしまして、申請をいただきました事業者の方々に御迷惑がかからないよう最善の努力を払つてまいりたいと思つております。

○北橋委員 その問題につきましては、実際にその案件が出てきたときに国会でもまた論議できるわけでございますから、そういう論議が必要となるないように、ぜひよろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

さて、この認定に当たりましては、企業の生命線にかかるような重要な技術シーズの情報が持ち込まれるわけであります。先ほども同僚委員の方から守秘義務の話についていろいろ出ましたけれども、日本社会において相当著名な方々が専門の審査に当たるわけでありましょうから、いわゆる刑罰とかいうことを考えなくてはなりませんが、秘務というものは担保されると思いますが、それにしましても不安は一部持たれるだろうと思ひます。その意味で、通産省としても、情報の秘密が漏れないような特段の配慮をされていると思いますが、具体的に専門的なスタッフの方に委嘱する場合に、その契約の中でそういった情報が漏えいしないようなことを特に留意されているのでしょうか、お伺いします。

○児玉(幸)政府委員 御指摘の点は、この制度運営上のいわばキーと申しましようか、一番大事な要素の一つでございます。したがいまして、この関係者が扱います情報につきましては細心の注意を払つてしまはなければならないと思っておりま

る債を初めとして海外に流出する、またも国内の実物の方に、内需の方に向かないという事情がございました。そういう意味におきまして、今後、新規事業を進めるという意味におきまして、今も、アメリカのこういった金融スキームを参考にして、かなり思い切って規制を見直し、緩和していくことが重要な課題になつてくると思うわけであります。

○児玉(幸)政府委員 我が国の金融市場には長い歴史に基づきまして一つの秩序がございまして、最近は、御案内のように、それについて逐次自由化、弾力化が進んでいるわけでございまして、それを反映して企業の資金調達の手段というのも逐次多様化しつつあるわけでございます。しかしながら、先生御指摘のように、アメリカの場合には、アメリカの持つている社会とか風土、国民性というものが違っているのではないかと思ひますけれども、リスクテーキングというごとに非常に大胆でございまして、ベンチャーファンドの金融制度につきましても極めて自由な環境になつてゐるわけでございます。しかしながら、率直に申しますて、我が国はそういうことにはなつていません、あるいはなつていなかつたわけでございまして、それを逐次弾力的に変革をしていくのが今の段階であります。しかがいまして、あろうかと思うわけでございます。したがいまして、今回提案を申し上げておりますような、この形で、私募債の発行につきまして、限定的ではありますけれども発行条件につきまして緩和をしていくというのは、大きな流れの中の一つの動きかもしれませんけれども、私どもとしては、そういう形で、私募債の発行につきまして、限定的ではありますけれども発行条件につきまして緩和をしていくというのは、大きな流れの中の一つの動きかもしれませんけれども、私どもとしては、

○児玉(幸)政府委員 我が国におけるベンチャーキャピタルの生々發展の経過でござりますけれども、確かに一時ベンチャーキャピタルブームある

ういう時代があつたわけでございます。ところが最近は、ベンチャーキャピタルの数等を見ましても、確かに一時ベンチャーキャピタルブームある時代があつたわけでございます。ところが最近は、ベンチャーキャピタルの数等を見ましても、新しく基金の出資によってベンチャーキャピタルをつくつていくわけでありますけれども、これまでの民間のベンチャーキャピタルの実情をどのように見ておられたのでしょうか。そしてまた、今回の制度の創設によりまして、いわば呼び水のようになりますが、その辺の見通しについてお伺いしたいと思います。

○児玉(幸)政府委員 我が国におけるベンチャーキャピタルの生々發展の経過でござりますけれども、確かに一時ベンチャーキャピタルブームある時代があつたわけでございます。ところが最近は、ベンチャーキャピタルの数等を見ましても、新しく基金の出資によってベンチャーキャピタルをつくつていくわけでありますけれども、これまでの民間のベンチャーキャピタルの実情をどのように見ておられたのでしょうか。そしてまた、今回の制度の創設によりまして、いわば呼び水のようになりますが、その辺の見通しについてお伺いしたいと思います。

さて、この法案におきまして、社債の発行について従来の規制を一歩踏み越えて緩和する措置が講ぜられているわけであります。例えば日本とアメリカのニュービジネス、ベンチャービジネスの状況を見ておりまして、やはりアメリカの場合にはリスクマネーの調達が非常に活発に行われている感があると思います。したがいまして、このように経済が変動してまいりますと、既存の金融のスキームにとらわれておりますとなかなか経済の変化に対応した資金の円滑な調達が難しいと思ひます。特に昨今は膨大な余剰資金がアメリカのド

大きな問題点は、民間のベンチャーキャピタルとの関係だと思います。十年ぐらい前に、当时日経新聞を見ましても毎日のようにベンチャードバイオ業界がもてはやされまして、いわばベンチャードバイオの大変期をされた時期があつたわけあります。そのときも、金融関係、民間でお金を出しますと、それだけの数のベンチャーキャピタルがございましても、実際にはその資金の供給をするといふことになつてみますと、事業の立ち上がりの初期の段階からその事業のバックアップに関与しているケースというのは非常にまれでございまして、恐らくベンチャーキャピタルで扱います資金量のうちのほんの三%とか四%、そういう程度でございまして、あとは事業がかなり進んだ段階

からしか出でこないというのが実情でございまして、アメリカなんかの場合には実はこれが非常に初期の段階からかなり高いペーセンテージで資金が使われているわけでございます。

したがいまして、私ども、今回、産業基盤整備基金の出資も使いながら、民間の方々に広くお集まりいただいて、新しい民間ベースのベンチャーキャピタルをつくりたいと思ってるわけでございましたけれども、これは何よりも、ただいま申し上げましたような日本のベンチャーキャピタルのいわば欠陥と申しましようか、そういった点を何か正していただきたいというところにねらいがあるわけでございまして、この新しいベンチャーキャピタルには事業の初期の段階から事業を積極的に支援する役割を期待いたしております。そうして、そういうような動きがまた在来のベンチャーキャピタルの事業活動をも刺激いたしまして、ベンチャーキャピタル全体として新規事業の発足の初期の段階から具体的な金融的な支援ができるようになることを期待をしているところでございます。

○北橋委員 ゼひ民間のベンチャー・キャピタルの活性化を図るという意味からもこの事業を成功させていくていただきたいと思っております。特にライバルでありますアメリカにおきましても、こういった新規事業に対するリスクマネーというのはベンチャーキャピタルの方からかなり調達されていて、その額も日本の十七倍ぐらいの資金規模があるのではないかと言われておりますし、また、スタートアップ段階での重要な時期における資金調達を見ましても、日本のベンチャーキャピタルというのは一割にももつていないというような状況でございまして、それを大きく引っ張っていくための呼び水であるというふうに理解をしているわけでございます。その意味でゼひこの制度を成功させたいと思っていたいと重ねて御期待を申し上げたいと思います。

さて、私は八幡の出身でございますので、地方に住んでおりますが、地方都市に住んでおりますが、事業者がこの制度を使うといいましてもなかなか

大変だと思います。この間も一件、これは労働省の案件だったのですが、不況地域に指定されたところでは、事業者が新しく人を雇つて新規に事業を起こしますと補助金がおりるという仕組みがあるわけです。これは丸々補助金がおるわけですから、企業にとっては大変ありがたいのですが、そういう制度があること自体後から知つてしまつたということをございます。したがいまして、特に東京から離れた地方都市にいる企業者、経営者からしますと、この制度が施行され、それを活用するといつても、簡単なようですが実は大変であります。その面で、これは質問通告してなくて恐縮でございますけれども、特に私が地方の出身ということもありますから、地方に住んでいる企業者が円滑にこの制度を利用できるような配慮があるかどうか、そしてまた、この制度を世に知らしめる周知徹底の努力についてどのようにお考えになつておられるか、お伺いしたいと思います。

○児玉 宰 政府委員 これからの我が国の経済政策の中の一つの大重要な柱というのは、日本を多極分散型の構造に組み上げていくということであろうかと思います。そうした中で、この新規事業につきましても、地域の皆さん方のニーシアチブで事業を起こす場合に、それをバックアップするというのは大変重要な仕事であると認識をいたしております。したがいまして、まずこの制度につきまして正確に御理解をいただき、また上手に使っていただきたいわけでございまして、そういう点につきましては、さまざま業界団体あるいは地域団体その他を活用いたしまして、十分PRをいたしたいと思っております。

それから、実際に事業を起こされる方がこの制度をお使いになるときのことをございますけれども、通産大臣の計画の認定とかあるいは産業基盤整備基金の債務保証という問題があるわけでございます。この点につきましては、地方の通産局を窓口といたしまして、できる限り地方の窓口で処理ができるようなことについては処理をする、そして中央との連携をきちんと密にとるというふう

なことを通じまして、少しでも地方の皆様方に現場にいながら事務処理が済むような配慮をさせていただきながら本件に取り組んでまいりたいと思っております。

○北橋委員 これは率直な御所見をお伺いしたのですが、もうちょっと早くこの法案を提案できなかつたかと思うわけです。十年前にベンチャービジネスが大変世の脚光を浴びたとき、確かにあのときリスクキーな投資をして失敗した人も多かつたと思いますけれども、そういうフロンティアスピリットに満ちあふれた若々しい経営者がたくさん出てきたように記憶しているわけです。あのときにこういった側面から援助するような法律ができておれば、まさに民間のベンチャーキャピタルと合わせて世の中の大変大きな余ったお金がそちらの方向にかなり向かったのではないか。今日まで時間がかかるということは、それなりにいろいろな議論を積み重ねてこられたと思うのですけれども、やはり現時点まで各方面からの慎重な議論が必要だったと理解すべきなのでしょうか。

○児玉(幸)政府委員 大変厳しいお尋ねでございますが、十年前といいますと八〇年代の暮あけの時期でございまして、当時通産省でも八〇年代の通商産業ビジネスというようなものを出しまして、そこで創造的知識集約化ということを一つの基本的な命題としたことがあるわけでございます。そういった中で、このベンチャービジネスというものがそれなりの位置づけがあつたわけですが、いまして、民間ベースのものではございませんけれども、例えば財團法人のようなものをつくってそれなりの対応はしたわけでございます。

ただ、現実にそれはベンチャービジネスがどういうふうな経過をたどつたかといいますと、確かに幾つかベンチャービジネスもできたわけでございますが、それはそれで私は事業としては成功したりしていると思うのでござりますけれども、大部分の場合には、先ほども触れましたように、ベンチャーという名はついておりませんけれども、初

期のリスクの高い段階ではなかなかうまく対応できないといふようなことになつたわけでございます。したがいまして、この九〇年代、日本が国際化が一層進みまして、さらに産業構造の国際協調型の新しい構えが求められるに当たりまして、新規事業に対する期待というものがより一層高まつたわけでございますが、その中で、これまでの十一年間実際にベンチャーキャピタルのやつてきたことに対する反省というのも非常にはつきりいたしまして、論点がどこかということもよくわかつてきましたわけでござります。そういうことを踏まえまして今回は御提案させていただいたわけでございまして、十年のおくれという御批判に対しましても、それはそのまま受けとめさせていただきながらければならないと思ひますけれども、その分これから頑張りたいと思っておりますので、よろしく御支援をお願い申し上げます。

技術革新、情報化の進展、消費者ニーズの多様化など、中小企業を取り巻く環境変化は、中小企業における人材養成の重要性を著しく高めておるものと認識いたしております。このため、通産省中小企業庁といったとしても、中小企業大学校をまして、昭和五十五年から中小企業大学校の整備を進めてまいりました。そして経営及び技術に係る各種の研修事業を実施しておるところでございまます。

具体的には、中小企業大学校東京校においては、中小企業の経営者、経営管理者、後継者を対象に、その資質の向上を図るために経営研修を行なうとともに、中小企業の経営者、管理者、従業員を対象として、その技術的水準向上を図るために技術研修を行なっているところでございます。また、関西校を初めそれぞれの地域の学校におきましては、それぞれのニーズに即応した技術研修を行なっているところであります。平成元年度におきましても、これらの経営及び技術に関する研修を中心とした中小企業大学校において全体で二百五十五コース、九千六百十五人の中小企業経営者を対象として実施いたすところでござります。

北橋委員の、本ベンチャービジネスを中心とした中小企業経営に対する見識が十年おくれておるという指摘もございましたが、ようやくここに実を結びスタートを切るという時点に立つたわけでござりますので、鋭意質問を通じて出されました北橋委員の、本ベンチャービジネスを中心とした中小企業経営に対する見識が十年おくれておるということによって真のスタートを切ることができ得臣としても、前段お答えした予算面は当然でございますように頑張つてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○北橋委員 ありがとうございました。
○田原委員長 工藤晃君。
○工藤(見)委員 この法案について、提案に当た
つていただいた通産省の側からの資料などを見ま

しても、アメリカではベンチャーキャピタルの株大変盛んである、それに比べると日本は大分差があるではないか、そういうことでアメリカ並みに盛んにしたいというような。そういう願望も見られましたし、また、先ほどお出でまいりますベンチャーキャピタルの中には、株式公開会社倍増時代といって、かつての所得倍増ではなくして株式公開会社倍増時代を唱えていろいろな提言が出されているよう思われるわけです。

そこで、最初に、日本のベンチャーキャピタル業界の概況なんですが、先ほど八十数社というごとでしたら、おおよそ私も株主構成などから見まして大手の証券会社や銀行や生保、損保、それなどが中心になつていて、あと外資系がある。おそらく構成だ、そこが多い、そのように見えますが、どうか。これが一点。

ついでに、限られた時間ですから、もう一つの質問を重ねてみますと、ここにある「新しい産業金融の方向について」という、産構署の産業金融小委員会の報告書ですね。ここにありますね。これがこの法案をつくるに当たってはいろいろ下敷きに、どこまでなつたか知りませんけれども、かなりこれを取り上げられていましたから、かなり関係あると思いますが、この小委員会のそもそものメンバー、委員のメンバーを見ますと、既にベンチャーキャピタルとしてかなり仕事をやっている人たちの関連した代表が多いように見受けられますが、その点いかがでしょうか。

以上、二点についてお答えください。

〔委員長退席、額賀委員長代理着席〕

○児玉(幸)政府委員 民間のベンチャーキャピタルの状況につきましてのお尋ねでございます。

数は六十三年の六月末現在で八十六社、先ほど八十数社と申し上げましたが、六月末で八十六社でございます。

それから、これらのベンチャーキャピタルの株主の構成につきまして、ただいま銀行とかあるいは証券会社とか生保とか損保とか、こういったものが多いのではないかというお尋ねでございます。

が、株主の構成につきましては確かにそういうた
傾向がございます。

それから、今回新しい法案を立案するに際しま
して、産業金融小委員会からの報告書をいただい
ておる、ただいまお示しになりました報告書でござ
いますが、これを、その報告書の中身にもござ
います一部分を具体的に実施に移すために、この
法案を御提案しているわけでございます。

それで、報告書をまとめていただきました産業

企業に対し、高いリスクを負いつつ将来高いキャピタルゲイン（株式売却益）を得る目的で投資し、投資先を支援・育成する投資家である。」これらは研修用だらうと思いますが、まあまあ妥当なことを書いてあると思うのです。

野村系のベンチャー・キャピタル、大変大きいのですが、日本合同ファイナンス、JAFCOの人たちが書いた、こんな本がありますね。これがさつき言った「株式公開会社億増時代」なんですが、この中で、ベンチャーキャピタルは結局何を

すけれども、金融関係者、広い意味での金融関係者でございますけれども、二十六人中十三人いるわけでございます。これらはやはり事柄の性質上、金融関係の知識とかあるいはベンチャーについてのこれまでの経験とか、いろいろな形での専門的な立場からの御意見が必要だということでお申立てをいたしているものでございます。

○工藤(晃)委員 今十三名ということですが、この中には日立製作所なんかも既にテクノベンチ

ナーラんなどいうベンチャーキャピタルをつくったりしておりますので、十四名になると同時に、八十六社でなしに八十三社のリストが私の手元にあります。これはちょっと時期が前になりますが、この中で出てくるメンバーがいろいろ関係しているベンチャーキャピタルの資本金で見ますと、大体この八十三社の全部の五九%をカバーするというのですから、約六割カバーする。言つてみるとベンチャーキャピタルの主要勢力がこの中

に入つて、それでその立場からの提言がされて、それが今度の法案に取り入れられているといふことが明らかになつたと思うのです。

そこで、もう一つ重ねてちょっと確かめておきたいのですが、そもそもベンチマーク・ピターラとは何をするのか、どういうことをするのかという

問題なんです。

それで、これは銀行研修社「資金調達便覧」なんというのだが、「ベンチャー・キャピタルとは、将来株式公開が見込める成長力に富む株式未公開

なんだ段階からバックアップをしていく、しかしそれをベンチャーキャピタルと称してきたというようなことはあるわけでございます。しかし、言葉の使い方といましましては、ただいま仰せになりましたようなことは、それは証券会社、つまりベンチャーキャピタルというサイドの方からこの問題を見た場合にはそういう見方もあるなというふうに感じるところでございます。

○工藤(見)委員 そうすると、次に、今度の法律でいろいろ新しい措置がとられる、その中で基金がいろんなことをやる、出資もやると言っています。それから、ワントレント債発行のときの社債元本の七割の保証をやると言っていますね。それから、特に出資に関しては、新しいベンチャーキャピタルをつくると言っていますね。先ほど局長の答弁の中で、既存の民間のベンチャーキャピタルに投資する場合もあると言つたけれども、後の答弁でこれは否定されたと思いませんけれども、五億円丸々の基金のベンチャーキャピタルができるのか、それともほかの民間資金と合わせて何か新しいベンチャーキャピタルができるのか、このことだけちょっと簡単に答えてください。

○児玉(幸)政府委員 午前中の私の答弁をお聞きいただきました、もし誤解があつたようございましたら、お断りを申し上げたいと思いますが、

この出資によりましてベンチャーキャピタルの支援をいたすという構想は、こういう新規事業の振興に関心を持っていただけであるのは金融界の方々に大同団結をしていただいて、それに基金から出資をしようということをございまして、

とりあえず出資の枠といたしまして基金からは五億円を予定いたしておりますけれども、当然民間の方々からできるだけたくさん御出資をお願いして、もっと大きな規模でこの新しい会社をつくりたいと思っております。

○工藤(見)委員 私の確かめたいのは、基金の新しいベンチャーキャピタルがつくられる、それがいろいろ仕事をやると、それからまた、さつき言つた基金そのものの元本に対する保証の業務、

それと、既に民間の八十数社がやつている、あるいはこれからあるであろうところの民間のベンチャーキャピタルとの関係が一体どうなるかということがどうなんだろうか。

もつと言ひますと、さつきからハイリスク・ハイリターンということが出てまいりました。それで、このハイリターンということからいいますと、これは未公開株の公開ですね。普通、店頭公開をやるわけあります。これはリクルートコスモスと同じなんですが、そのときにどかつとキャピタルゲインが出る。これは学問的に言えば創業者利得という言葉が今世紀の初めからあります

が、創業者利得なんです。株の鍊金術の中では一番有力な手段がこの創業者利得なんですが、これでハイリターンが来るんだけども、しかし同時に途中で会社がつぶれてしまつたらリスクになるから、これがハイリスクだ。これがベンチャーキャピタルの特徴だということが言われているわけなんですね。

しかし、一般的に言われているけれども、これまでのベンチャーキャピタルのいろいろな経験から、実態は存じないわけでございますけれども、

○児玉(幸)政府委員 まさにどんどんごみがごに入っているのかどうか、実態は存じないわけでございますけれども、

我が国の場合、今回このような新しい法律案に基づきまして具体的に事務を進めていく場合でござりますけれども、別に特定のベンチャーキャピタルに何か審査、査定をお願いするということではなくません。やはりそれぞのいろいろな産業分野における専門家の方を通産省としてお願いを申し上げまして、そういう方々に事業の妥当性等につきましてさまざまの観点からの検討を加えていただいて、これらをバックアップしてまい

る、しかもよい企業を見出すということで、これは大変な審査をやるわけですね。審査なしには選び出せないわけです。

○工藤(見)委員 先ほど来てアメリカではベンチャーキャピタル、けれども、将来基金がつくるベンチャーキャピタル、何か最初聞いたのでは五億円出して、民間が十億円出すなんて話もありますが、十億の中に入りいろいろな民間のベンチャーキャピタルの資本が入るという形には絶対ならないですか。そういうことを全然予想しないですか。あり得ますか。あり得ないか、それだけちょっと。

○児玉(幸)政府委員 出資のことですございますから、そういうたったベンチャーキャピタルの人たちがこの新しい会社に出資をするということでもちろんありますけれども、アメリカで、スタートアップ段階からとありますけれども、アメリカと日本で大きな違いがあるのですね。アメリカで、スタートアップ段階からは、マイナー市場というものが

ありますし、そして小さな会社のスタートアップを支援する。しかし同時に、一回目ですぐに公開してキャピタルゲインを得られるような、そういう

の株式を公開してキャピタルゲインを得るというのが目的なんだから、スタートアップから支援する態勢があるというのは、すぐに早く公開してベンチャーキャピタルを得られる、そういうマーケットが発達しているからアメリカでそうなるので

あって、日本はそこの点が大きく違うわけです。日本でいかに基金をつくってやつても、まずともかくこの投資家たちは、あるいはベンチャーキャピタルたちは、この未公開株を公開してハイリターンを得るという、そこまで持つていく目的で投資するわけですから、途中でどんどん倒産されたり、保証があるといいますけれども、そういうことは願つてないわけでありますから、その意味で

いうと、最初そういう公開まで持つていけるかどうかという審査がやられないということは絶対あり得ないです。そんなものではこの事業はスタートできないと思います。まして、スタートアップ段階から支援するなら、一層厳しい審査というこ

とにどうしてもなるわけです。投資家の立場、ベンチャーキャピタルの立場からは。そうすれば、

そのところは、彼らのいろいろなノーハウを得るということにならなくなつてくるわけだし、それなしには進まないわけです。いいですか。だから、アメリカとの比較ということをいろいろ言いましたけれども、そうなるし、まして今度、特定の新規事業とかいろいろ通産省も法律の側からの枠をはめますから、ベンチャーキャピタルといふのがわにもかなうし、同時に通産省のめがねにもかなうということになると、非常に限られてくるのではないかと私は思います。その辺、どうでしようか。

〔額賀委員長代理退席、委員長着席〕

○児玉(幸)政府委員 アメリカ等と日本の市場の差異につきましては、工藤先生御指摘のように、アメリカの場合にはNASDAQのさらに下の方にも市場があるとおっしゃいましたのはそのおりだと思うわけでございます。我が国の場合には、いずれにしましても、現在のようななまざまな制度、仕組みのもとにおきましては、なかなかスタートアップのところから事業のバックアップをすることができないということが、これは事実としてあつたわけでございまして、そういうしたことの反省に立ちまして、今回こういった法案を御提案し、債務保証あるいは産業基盤整備基金の出資によります新しいベンチャーキャピタルの設立等も工夫をいたしているところでございます。おっしゃるように、スタートアップの段階から事業の先行きについての見通しを立てるというのは大変難しい仕事であることはそのとおりでございますけれども、やはりそれは専門家の方々の見識に依頼しながらやっていこうといふことでございまして、当然リスクをも含みながら、しかし、いれにしても最初からその収支が非常にうまく間違いくらいふなことには、これは最初の判断としてはなりようがないわけでございまして、当自然リスクをも含みながら、しかし、そういう可能性も高いといったようなものを対象にしてバックアップをしてまいることになります。

○工藤(見)委員 これもこういうベンチャーキャピタルの本にも出てくることですが、一般的の金融

機関の人からいつても、この世界というものは非常になつて日本に移ってきて歴史が浅いわけです。それで、一般的の金融機関の人が来て大きなベンチャーファイナンスからいろいろ話を聞いて一番びっくりするのは、ここまでしっかりとリスクを表現し、投資家の自己責任をうたつた資金が日本にあったのかということ、もう一つは、投資審査の厳しさと、公開のためのアフターサービスにおける情熱は、これはすごいということが、非常に驚きであったということなんですが、私もある程度そういうことかなと思います。

ともかく、ハイリスク・ハイリターンというのが特徴であります。ベンチャーキャピタルとかベンチャーやとかいろいろ出てきますが、これは字引きを引きまして、ベンチャーというものは危険を冒すというようなことです。投機というのもまた、ベンチャーですし、それからベンチャラーになりますと、冒險家であると同時に、中には山師だなという訳もあります。これは引いてみればわかれています。そういう世界の特殊なファイナンスなんですね。それなんだけれども、今度のこの仕組みをつくることによって、いわゆるハイリスクの方は、七〇%元本保証ですから、ほとんどなくなってしまう。そうすると、専らハイリターンだけが残つて、そうしてこれは目的はあくまで株の公開ですから、ハイリターンだけ残つて、もともとハイリスク・ハイリターンという特徴さえも、あるいはベンチャーという特徴さえも、ここに關しては消えていくようなことになる。それで、そのかわりが結局基金に残つてゐるのではないだろうか。こういうことで、まことにいわゆるベンチャーキャピタルにとっては都合のいい制度になる

なお、この制度の進め方その他について、こういう通産省が出した説明にちょっと正確さを欠くりません。

○児玉(幸)政府委員 御指摘いたしております

かかるいは誤解を与えるものが幾つかあるのじやないかと思いますので、その点もついでに述べておきますけれども、例えば「施策についての基本的考え方」、これは産業政策局が出したもので、「リスク・ファイナンスの仕組み」と書いてあって、「事業者やこれに対する資金供給者が事業リスクを分担し、新規事業が成功した場合にはその成果を分担したリスクに応じて享受できるファイナンスの仕組み」、こう書いてありますね。これは一般論としてリスクファイナンスについてはこの程度で、余り正確じゃないかもしれないけれども、通用するかもしれないけれども、今度の法案に関してこういう説明をつけますと、七〇%は保證されるわけですね。そうすると、リスクは三〇%である。そうするとキャピタルゲインがばつかり出たとき、七〇%は基金にいってしまつて、三〇%しかキャピタルゲインは投資家に来ない、こういう誤解も与えますが、これは明らかに不正確なんぢやないでしょうか。そういう理解を与えるとしたら誤解を与える書き方じゃないでしょか。

そのほか、ありますよ。新しい資金の問題で、五〇%ぐらいは自己資金でやるんだ、あとはワント債だというけれども、ワント債の発行というのは、やはり会社ができるてしまつてでないと発行できないですよ、一般的にいって。既存の会社は別ですよ。新しい事業をやるために。というのは、ちゃんと債券発行の限度というのは、もう既に会社があつて初めてそこで資本金の幾らだとかあるいは資産超過分の幾らとなるわけでしょ。だから、実際そんなのは出てこないですよ。だから、そういうので、そういう説明もかなり誤解を与え、不正確なことがあるほど、何となくまだわからない仕組みなんだ。だから、さつき言ったように読み取れるようでございましたら、その点は訂正をさせていただきたいと思いますが、私どもの考え方はそういうことでございます。

なおかつ、もう一つ申し上げれば、そういうたった全体の七〇%というスキームは、あくまでも債務保証のスキームでございまして、全体といたしましては、成功する事業、失敗する事業もございまして、トータルといたしましては収支が相償うよう運営される性格のものでございます。

○工藤(見)委員 時間のあれで、しかも私の質問にかみ合わない答弁をされると大変迷惑なんですね。私が聞いたのは、要するにここに、産業政策局の文書の中に書いてあるのですよ。「成功した場合はその成果を分担したリスクに応じて享受できるファイナンスの仕組み」というのをそのまま聞くと、リスクは三〇%にすぎないわけなんだから、そうしたらキャピタルゲインも三〇%しか来ないかのごとく受け取られるように書いてあるのは誤解を与えるから、こういうことを含めて

債務保証をするならば、全面的なリスクを負うことにならぬじやないか、こういう御趣旨であろうかと思います。

先ほどからいろいろ申し上げておりますように、日本のマーケットにおきまして、新規事業の立ち上がりについて、その最初の段階から債券の発行に応募していただけるような状況にはなかなかかないわけでございまして、実際にリスクの高い新規事業が始まります場合に、それに必要な資金が十分に調達できるかどうかということにつきましては、やはりそのリスクの程度、リスクのカバーの程度というようなものと微妙に絡み合つているわけでございます。したがつて、七〇%といふふうな数字を置くことによりまして、新規事業のスタートアップの段階からワント債の発行が可能になるというのが、私どもこれまでいろいろ調べてみた結果でございまして、それを踏まえて今のスキームの御提案を申し上げているわけでございまして、もしいろいろ説明したものの中での記述があるのは全部リスクをカバーするというふうに読み取れるようでございましたら、その点は訂正をさせていただきたいと思いますが、私どもの考え方はそういうことでございます。

なおかつ、もう一つ申し上げれば、そういうたった全体の七〇%というスキームは、あくまでも債務保証のスキームでございまして、全体といたしましては、成功する事業、失敗する事業もございまして、トータルといたしましては収支が相償うよう運営される性格のものでございます。

○工藤(見)委員 時間のあれで、しかも私の質問にかみ合わない答弁をされると大変迷惑なんですね。私が聞いたのは、要するにここに、産業政策局の文書の中に書いてあるのですよ。「成功した場合はその成果を分担したリスクに応じて享受できるファイナンスの仕組み」というのをそのまま聞くと、リスクは三〇%にすぎないわけなんだから、そうしたらキャピタルゲインも三〇%しか来ないかのごとく受け取られるように書いてあるのは誤解を与えるから、こういうことを含めて

数々の不正確な説明があつたということでありま

す。

証券局来ておりますか。大蔵省、来て いますね。ひとつこれは証券局に伺いたいのですが、ベンチャーファイナンスの一番仕上げの段階というのは株式を公開するという段階になります。このために合同ミーティングも数々繰り広げられるわけがありますが、この株式公開に至る前、ベンチャーファイナルがベンチャーファイナンスとしてやるごく一般的なものとしては、途中で公開一年ぐらい前にどつと資金力をあやすために第三者割り当てをやるわけですね。これは普通、メザニン、中一階ファイナンスといつておきます。それから、いよいよ間際になってもう一度株主の調整をやるということになつております。この株主の再調整というのが非常に重要なことで、そのための株の移動をやるということになつておきます。それが、例のリクルートコスマスの株の問題を見ますと、ちょうど一九八五年四月にコスマス社の第三者増資というのがありまして、これが七百二万株、三十七社一個人。これがさつき言つたメザニンファイナンスとか山一証券だとか、四大証券がみんな額を出すわけですね。そうした後で、あと五つの会社を通じまして、例の政治家にも行つた七十六万株というのが延べ八十三人、実数で七十九人に移されたわけなんですが、今までのベンチャーファイナンスのごくごく普通のやり方なんですね、このメザニンとかセカンダリーファイナンスとかいうのは、こういうことがごく普通にやられている。その中で今度のリクルートの株の移動とかもやられているわけなんですが、これは証券行政としては、一体、最後の一番うまい汁を吸うためのいろいろな分配がやられる、これはどこで監

視をしたり届け出があるのか。

証券取引法によりますと、五十人ぐらい以下なら、私募とみなして、例の届け出がなくともいいということになつてしましますから、いよいよわからない。あとは協会の中の内規としていろいろあるけれども、実際行政的にはこれはわからんじやないか。そういうことになつてしまします。今度のリクルートコスマスの場合は、公開に当たつての幹事が、主幹事が大和です。そしてあと野村、山一、それから日興も入つております。四大証券がやっておる。この四大証券が幹事をやって、その系統のベンチャーファイナルが中に入りまして進めてきたということからいいますと、証券会社の方は、このコスマスの株が最後にこのよう

に移動したことと全然知らなかつたというのが事実なのか、ある程度知つていたのかどうか。それは大蔵省として一体どのようにつかんでいるのか、この点について伺いたいと思います。

○西方説明員 お答え申し上げます。
大和証券はリクルートコスマスの公開に当たりまして幹事証券を務めたわけでござりますけれども、リクルートコスマス社に対しても、直前決算期の一年前以降、これは本件につきましては六十年の五月一日以降でござりますけれども、その株主異動についてすべて主幹事である同社に相談するよう要請しておいたわけでございます。しかしながら、現実に相談を受けたのは、証券業協会の規則に違反しない社員持株会に関する売買についてございまして、証券業協会の規則に違反となるような株式の移動については幹事証券に全く相談なしにリクルート側が行つたというふうに承知しているわけでござります。規制期間中の株主異動について主幹事証券会社に要請し相談を受けるというような方法は、これまで登録申請に当たりまして通常とられてきたところでござりますけれども、今回の場合、主幹事証券会社が結果として協会規則違反となるような株式移動の実態を把握できなかつたということは、まことに遺憾なことだと考えております。

証券局来ておりますか。大蔵省、来て いますね。ひとつこれは証券局に伺いたいのですが、ベンチャーファイナンスの一一番仕上げの段階というのは株式を公開するという段階になります。このために合同ミーティングも数々繰り広げられるわけがありますが、この株式公開に至る前、ベンチャーファイナルがベンチャーファイナンスとしてやるごく一般的なものとしては、途中で公開一年

日本証券業協会といしましては、今回の事態を教訓としたしまして、同様の事態の再発を防止するために、証券取引審議会の「株式公開制度の在り方について」という報告が出されたわけでござりますけれども、それを踏まえまして、必要な場合には協会が発行会社を直接調査できるよう所

要の規則改正を行つたりしております。

それから、株式公開について、もう御存じだと思いますけれども、昨年半年間審議いたしましたところでござります。

以上でございます。

○工藤(昌)委員 このリクルート問題というのは今明確しなければならない最大の問題だけれども、証券の問題に関して言うと、特にベンチャーファイナンスとかいう新しい分野が行政的にまだ空白だと私は思うのです。それで、これからもつともつといろいろ研究しなければいけないし検討しなければいけないやさきに、こういうことで法案をつくつてどんどん進めるということも一つの大きな疑問点だと述べまして、私の質問を終ります。

○田原委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○田原委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。額賀福志郎君。

○額賀委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表して、特定新規事業実施円滑化臨時措置法案について、賛成の討論を行ひます。

御承知のように、今日、我が国経済は、国際経済と調和のとれた内需主導型経済構造への転換が

活発に創出し、我が国経済の新たな活力の源泉となる産業経済のニューフロンティアを積極的に開拓していくことが重要となっております。

しかしながら、我が国においては、新規事業について、その実施に伴う必要なリスクマネーを円滑に供給する仕組みや、情報提供等を行う体制が未整備であること等から、米国の場合に比べて、新規事業の実施が必ずしも円滑に進んでいないというのが実情であります。

近年、我が国における新規事業実施の機運は、技術革新の進展に伴う新商品開発や、情報化及び国際化の進展、国民のライフスタイルの変化等に対応したサービス関連など多彩な分野において急速に高まつてきており、その活発化が期待される状況にあります。

本法案は、こうした状況に対処して、特定の新規事業の実施を円滑化するため、資金供給及び情報提供の面において臨時補完的な支援を行うものであり、まことに時宜にかなつた措置であると考えるのであります。

特に、本法案の中心となるリスクファイナンスの制度は、ハイリスク・ハイリターンという新規事業の特質に着目し、事業者やこれに対する資金供給者が事業リスクを分担し、新規事業が成功した場合に、その成果をリスクの分担に応じて享受できるという全く新しい考え方に基づく仕組みとなつております。

これは、従来、財テクに向かつて国内の大額な余剰資金を、新規事業の実施という実物投資に適切に誘導し、内需主導型産業の育成のために有効に活用しようというものであります。

私は、主として以上の観点から、本案に賛成の意を表するものであります。

最後に、本法案が、中小企業施策、地域振興施策その他の各種関連施策との連携を図りながら効果的に運用され、法律の有効期限内に、我が国産業経済の活力源となる新規事業の実施が十分に促進されることを期待し、討論を終わります。(拍手)

○田原委員長 藤原ひろ子君。
○藤原(ひ)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表し、ただいま議題の特定新規事業実施円滑化臨時措置法案に対し、反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、本法案が、我が国においても盛んにした、株式公開倍増時代を目指すといった大手証券、大銀行などの要求を受けてつくられ、また、彼らの利益に著しくかなう、大手金融業者助成法だからであります。

それは、本法案のもとになった産業構造審議会産業資金小委員会報告が、委員名簿から明らかのように、日本の主要なベンチャーキャピタルの代表、大企業の代表によつてつくられたことからも明らかです。

ベンチャーファイナンスの最大の特徴は、ベンチャーキャピタルが有望な未公開企業を見出し、投資し、アフターサービスをし、株式の店頭公開で大きなキャピタルゲインを得ることで、現にリクルートコスモス株の店頭公開などは、その代表的な例です。このようなハイリターンが望めるから、証券、銀行、投資家は、リスクの大きな投資ではあるが、これまで推し進めてきました。ところで、本法案の措置により、産業基盤整備基金の新業務として、ワントレードの社債元本の七〇%保証、恐らく基金の出資でつくられた新ベンチャーファイナンスから新会社への出資が行われますが、そここそハイリスク・ハイリターンだけベントチャーキャピタルに進呈するという、世界に例を見ない金融資本優遇の措置をつくり出すことになります。

第一は、本法案の措置が広く中小企業によつて利用される金融の仕組みをつくるとは考へられないことです。ベンチャーキャピタルが投資対象に選ぶのは、あくまでも、近い将来株式の店頭公開が望めるよい会社です。それは中堅企業、大企業の子会社、外資の子会社、公共企業体関係法人などとされています。また、現在、大企業は、リス

トランザクティングの名のもと、こぞつて新分野への進出を計画していますが、彼らがつくる新会社などは候補となるでしょう。このように、候補は、株式公開というこのファイナンスの目標により、初めから限られているのです。

第三は、ベンチャーファイナンスの仕上げ段階と言われる株式公開準備段階は、第三者割り当て増資や、株主の最終調整のための株式の移動などをを行い、これがどの行政機関からの監督も受けにくい状態で行われるため、たまたまりクルート事件が発覚したということにならない限り、暗やみの中で行われるもので、言つてみれば、未公開株の公開を推進・操作し、創業者利得であるキャピタルゲインを分配するベンチャーファイナンスの仕組みそのものが汚職、腐敗の温床となり得ることは明らかであります。リクルート疑惑と関連をして、まだ証券行政のあり方やベンチャーファイナンスへの行政のあり方の再検討が十分に行われていないとき、本法案によって国がベンチャーキャピタルを奨励することも許せないことだと考えます。

以上を指摘いたしまして、私の反対討論を終ります。(拍手)

○田原委員長 これにて討論は終局いたしました。

○田原委員長 これより採決に入ります。

特定新規事業実施円滑化臨時措置法案について採決いたしました。

○田原委員長 これより採成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田原委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お詫びいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田原委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田原委員長 次に、内閣提出、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。三塚通商産業大臣。

○三塚国務大臣 ただいまは、特定新規事業実施円滑化臨時措置法案をありがとうございます。

○田原委員長 これにて討論は終局いたしました。

○三塚国務大臣 ただいまは、特定新規事業実施円滑化臨時措置法案をありがとうございます。

○田原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○三塚国務大臣 ただいまは、特定新規事業実施円滑化臨時措置法案をありがとうございます。

○田原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

第一に、ソフトウェア供給力の開発を効果的に図ることができると認められる地域を対象にし、目的として立案したものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、情報処理振興事業協会の業務に、承認ア供給力開発事業推進臨時措置法案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。三塚通商産業大臣。

○三塚国務大臣 ただいまは、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案について採決いたしました。

○田原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○三塚国務大臣 ただいまは、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案を議題といたします。

○田原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○三塚国務大臣 ただいまは、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案を議題といたします。

○田原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

第一に、情報処理振興事業協会の業務に、承認事業者に対する出資及び承認事業者が行う人材育成事業に必要な教材の開発及び提供等の業務を追加するとともに、雇用促進事業団の業務に、承認事業者への出資に充当される資金を情報処理振興事業協会に対して出資する業務を追加することとする承認制度を設けることといたします。

力の開発を効果的に図ることができると認められる地域において、プログラム業務従事者の知識及び技能の向上を図る事業その他のソフトウェア供給力開発事業を推進するための措置を講ずることにより、プログラムの安定的な供給を確保し、もって情報化社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第一條

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「情報処理促進法」という。）第二条第二項に規定するプログラムをいう。

この法律において「ソフトウェア供給力の開発」とは、プログラムの作成の業務に従事して

いる者（以下「プログラム業務従事者」とい
う。）の知識及び技能の向上を図ること、プログ

ラムの作成を効率的に行うことのできるプログ
ラム及び電子計算機の利用の促進を図ること等

により、プログラムの作成又は電子計算機の利用に必要な役務（プログラムの作成に関する知

議又は技能を要するものに限る。)の実施に係る能力を開発し、及び向上させることをいう。

この法律において「ソフトウェア供給力開発事業」とは、ソフトウェア供給力の開発を図る

事業」
ために行う次に掲げる事業及びプログラムの作
成に関する取引のあつせんを行う事業であつて

成に附する取引の如く、七八を行ふ事業であつて、これらの事業に附帶して行われるものをいう。

一 電子計算機を利用してプログラムの作成を効率化するためのプログラム(次号において

「効率化プログラム」という。及びこれを使用するための電子計算機を備える施設その他

のプログラムの作成を効率的に行うことでの
きるプログラム及び電子計算機を備える施設

を整備して次のイ及びロの業務を行う事業

イ
アロクテム業務従事者のアロクテムの作成に関する必要な知識及び技能の向上を図

る業務

二 勉強化プログラム及びこれを使用するための電子計算機の展示、効率化プログラムに係る技術情報の提供等を行うことにより効率化プログラムを普及する事業

4 この法律において「地域ソフトウェア供給力開発事業」とは、次条に規定する地域において行われるソフトウェア供給力開発事業をいう。(地域)

第三条 この法律によるソフトウェア供給力開発事業を推進する措置は、既にソフトウェア供給力の開発が十分に行われ、かつ、今後ともその状況が継続すると見込まれる地域として政令で定める地域以外の地域であって、その地域におけるプログラム業務従事者数、ソフトウェア業を営む事業者数及びそのプログラムの作成能力、電子計算機を利用する産業の集積の程度等の状況及びその見通しからみて、当該地域においてソフトウェア供給力開発事業を推進することにより我が国のプログラムの供給不足に対応してその安定的な供給に資する相当のソフトウェア供給力の開発が促進されると認められる地域において講じられるものとする。

(基本指針)

第四条 主務大臣は、地域ソフトウェア供給力開発事業を推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならぬ。この場合において、次項第二号から第五号までに掲げる事項については、第二条第三項各号に掲げる事業ごとに定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 プログラムの供給不足の状況及びその見通し並びにこれに対応した地域ソフトウェア供給力開発事業の推進に関する基本的な方向

二 ソフトウェア供給力開発事業を行うことが

前条の規定に照らして適當と認められる地域基準」という。に関する事項

三 地域ソフトウェア供給力開発事業を行う者の要件に関する事項

四 地域ソフトウェア供給力開発事業の内容
(第二条第三項第一号に掲げる事業にあっては、整備に係る施設を含む。)に関する事項

五 その他地域ソフトウェア供給力開発事業の推進に際し配慮すべき重要事項

3 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(事業計画の承認)

第五条 第二条に規定する地域においてソフトウェア供給力開発事業を行おうとする者(当該ソフトウェア供給力開発事業を行う法人を設立しようとする者を含む。)は、当該ソフトウェア供給力開発事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けた後で、事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、第二条第三項第一号に掲げるソフトウェア供給力開発事業を行うときは、第二号に掲げる事項を除き、同項第一号及びロに掲げる業務ごとに記載しなければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 ソフトウェア供給力開発事業の内容(第二条第三項第一号に掲げる事業にあっては、その整備しようとする施設を含む。)
二 ソフトウェア供給力開発事業の実施時期
三 ソフトウェア供給力開発事業を行う場所
四 ソフトウェア供給力開発事業を行おうにする事項

3 要な資金の額及びその調達方法

2 1 前項第一号に掲げる場所が第三条の政令で定める地域以外の地域に属し、かつ、その事業計画に係るソフトウェア供給力開発事業の実施の対象となると認められる地域（次号において「事業対象地域」という）が基本指針において定める地域基準に適合するものであるとする。

2 2 その事業計画に係るソフトウェア供給力開発事業を実施すること及び前項第三号に掲げる事項が事業対象地域のソフトウェア供給力開発の状況及びその見通しからみて適当なものであること。

3 3 前項第一号に掲げる事項が前条第二項第三号に掲げる事項について基本指針で定めるものに照らして適當なものであること。

4 4 前項第三号に掲げる事項が前条第一項第一号及び第四号に掲げる事項について基本指針で定めるものに照らして適當なものであること。

5 5 前項第三号から第五号までに掲げる事項がその事業計画に係るソフトウェア供給力開発事業を確實に行うために適當なものであること。

6 6 その他基本指針に照らして適當なものであること。

(事業計画の変更等)

第六条 前条第一項の承認を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該承認に係る事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

主務大臣は、前条第一項の承認を受けた事業計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認計画」という。）に係る地域ソフトウェア供給力開発事業

ア 供給力開発事業の推進に関する基本指針を定めること及びソフトウェア供給力開発事業に関する計画を承認すること。

六十八 地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法に基づいて、情報処理振興事業協会に対し、認可その他監督を行うこと。

理由

深刻化するプログラムの供給不足に対処してその安定的な供給を確保することが情報化社会の健全な発展を図るために特に必要とされている状況にかんがみ、プログラム業務従事者の知識及び技能の向上を図る事業その他のソフトウェア供給力開発事業をその効果的な実施を図ることが見込まれる地域において推進するため、その事業計画について承認制度を定めるとともに、情報処理振興事業協会及び雇用促進事業團に承認計画に係る地域ソフトウェア供給力開発事業の実施につき必要な資金の出資その他の助成を行わせることとし、このために必要な業務の追加等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。